

バレエ団のマネジメントに関する調査報告

調査報告

I バレエダンサーの社会的地位

1 調査の概要と目的

近年日本人ダンサーの国際的な活躍が目覚ましい。海外著名バレエ団にて活躍する日本人ダンサーは数多く、国際コンクールでの受賞のニュースも頻繁に目にするようになった。しかし、それは一方で日本ではバレエダンサーが職業として確立していないため、海外にしか活躍の場を見いだせないという事実の裏返しでもある。お稽古事として発展してきた日本のバレエ文化は、個々の優秀なダンサーを数多く輩出する一方、ダンサーを抱えるバレエ団という組織の成長を伴わずに発展してきた。日本のバレエ団に所属するダンサーの多くは、生計を立てるためにバレエの指導や他のアルバイトを掛け持ちせざるを得ない状況にあり、残念なことにこの状況は50年以上変わっていない。そのため活躍の場を求めて海外に出るダンサーが後を絶たないのである。優秀なバレエダンサーの海外流出は日本の芸術水準向上にとっても損失と言え、日本のバレエ界の環境整備が求められていると言えよう。

我が国の芸術家の社会的地位の実態については、日本芸能実演家団体協議会「実演芸術家等の社会保障・地位に関する研究」など、芸術家の地位に関する全体像把握のための調査研究がなされてきた。しかし、バレエに焦点を当てた研究は見られず、バレエダンサーを取り巻く社会的・経済的状況の実態掌握及びその周知は進んでいないのが現状である。

本調査では、国内外のバレエダンサーの労働環境の実態把握を目的に、日本バレエ団連盟会員団体へのアンケート調査並びに海外バレエ団所属日本人ダンサーへのヒアリングを実施した。また、ダンサーの地位に関して日本バレエ界が取り組むべき課題を可視化するため、英国において芸術界の雇用環境について提言を行う労働組合エクイティと、ダンサーの転職支援組織ダンサーズ・キャリア・ディベロプメントへ訪問調査を行った。以下に調査結果を報告する。

2 バレエダンサーを取り巻く労働環境

2-1 芸術家の地位に関する動向

芸術家の地位や雇用問題については、ユネスコやILO（国際労働機関）において活発な議論がなされてきた。1980年のユネスコ「芸術家の地位に関する勧告」においては、芸術家は、労働者として法的、社会的及び経済的便益を享受する権利を有し、また彼らに対する社会保障、労働条件、課税条件を改善する必要があることが勧告された。さらに1992年のILO（国際労働機関）理事会で採択された「実演家の雇用と労働条件に関する結論」においては、芸術家も他の労働者と同等に社会保障の保護を受けるべきとして、不安定な収入、勤務時間（期間）の変動等、職業特有の課題に特別な考慮が与えられる必要があると規定している。

我が国においては、平成13年に制定され、29年6月に改正された文化芸術基本法の第2条第2項が「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。」と定めており、芸術家の地位改善の必要性が認識されているところである。しかし一方で、舞踊、音楽、演劇など実演を行う芸術家である「実演家」は、オーケストラ等一部のジャンルを除き断続的かつ不定期な就業形態であることが指摘されている¹。日本のバレエ界もこれに違わず、プロフェッショナルなバレエ団として活動するバレエ団のほとんどにおいて、ダンサーはそのバレエ団に所属してはいるものの、社会保障（社会保険、労働保険）制度上、被用者ではなく個人事業主として扱われており、上記の国際的要請とは大きな隔たりが存在するのが現状である。

2-2 国内バレエ団における就労実態調査

本調査においては、国内のバレエ団に所属するダンサーの就労実態を探ることを目的に、日本バレエ団連盟会員団体全9団体を対象にアンケート調査を実施した（回答率100%）。なお、ここでいう「ダンサー」とは、バレエ団での稽古に日常的に参加し、公演にレギュラーで出演しているダンサーを指す。

1 実演芸術家等の社会保障・地位に関する研究報告書（日本芸能実演家団体協議会、2010年）

■ 所属ダンサー数／年間公演回数

9団体の所属ダンサー人数は、最多70人、最少30人、平均51.8人であった。年間公演回数は10未満から50弱まで、平均は28.8回であった。

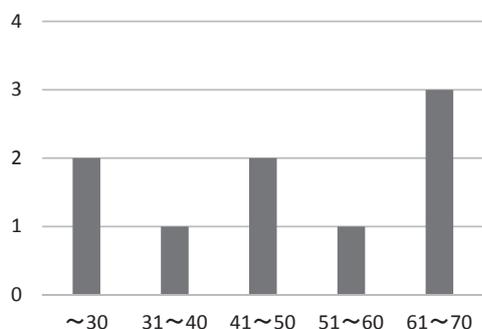


図1 所属ダンサー数

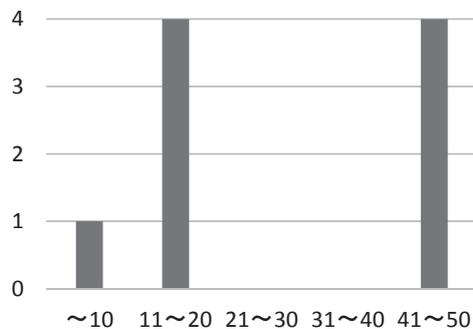


図2-1 年間公演回数

団体	自主公演	委託公演	文化庁 学校巡回公演	その他	計
A	6	1	0	0	7
B	5	2	13	0	20
C	5	2	13	0	20
D	43	4	0	0	47
E	7	21	19	0	47
F	5	22	9	13	49
G	15	25	0	0	40
H	2	1	10	0	13
I	9	3	0	0	12

図2-2 各バレエ団の公演回数

■ 契約について

採用方法

ダンサーの採用方法としては、オーディションによる一般公募と付属スクール等からの推薦枠の2通りが主であるが、全9団体がこのいずれか、または両方による採用方法をとっていた。

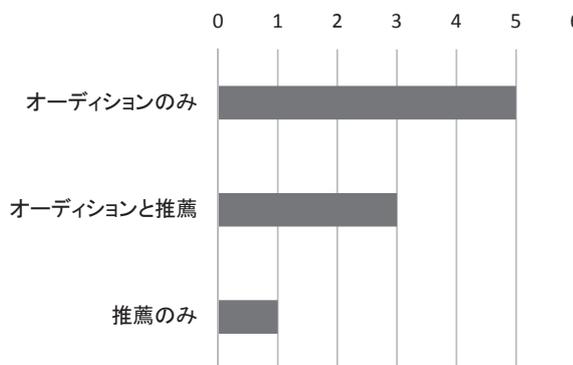


図3 ダンサー採用方法

契約の有無

個々のダンサーとの契約については、契約を結んでいると回答した団体は4団体に留まった。これら4団体には、どのような契約形態を採っているか複数回答可として聞いた。所属の関係にあることを取り決めた「所属契約（専属契約）」は最も多く挙がり、すべての団体が採用していた。明らかな雇用関係を規定する「雇用契約」や、公演ごとに締結する「出演契約」もそれぞれ1団体ずつが採用していた。また、契約を結んでいると回答した4団体のうち、3団体が書面での契約書を取り交わしている。1団体は、口頭で双方合意のもとに契約を締結という形を取っていた。

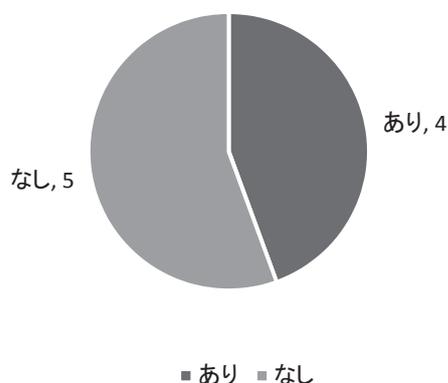


図4 契約の有無

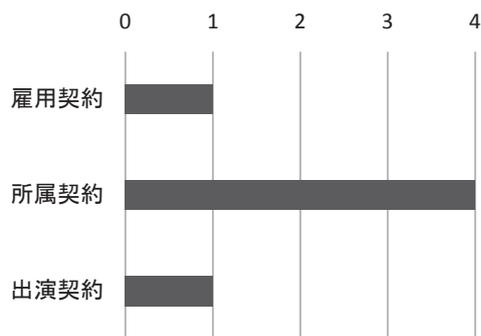


図5 契約の種類

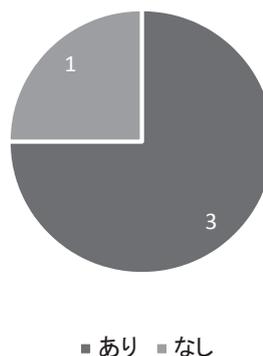


図6 契約書の有無

契約書の条件としてどのような事柄を定めているのかについては、「従事する内容」が最も多く、4団体すべてが挙げた。続いて、「就業場所」、「始業時間及び就業時間」、「賃金/報酬の決定、計算、支払い方法に関する事項」、「賃金/報酬の締め日、支払日に関する事項」がそれぞれ2団体から挙げられた。

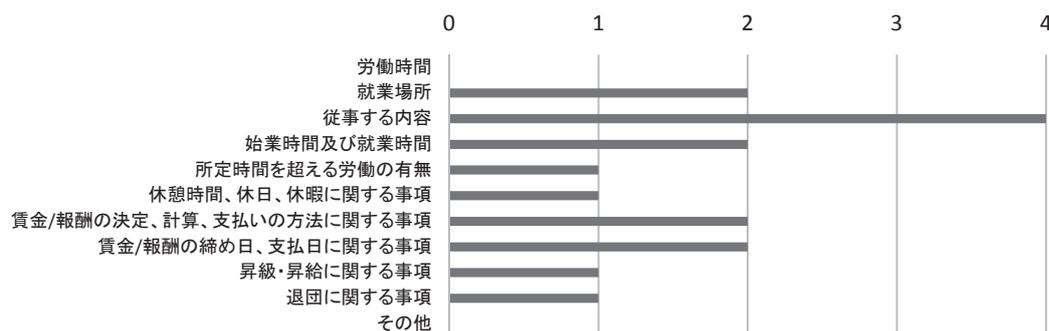


図7 契約で定められている事項

契約期間については、3団体が契約上定めていると回答し、そのすべてが「1年」であった。これら3団体はいずれも、契約更新を可能としていた。契約更新にあたっては、「更新を希望すれば、基本的には更新可能」(1件)、「芸術監督等と面談を行い、更新可否を決定」(2件)のいずれかで、再度審査やオーディション受験を必要とするところはなかった。また、契約期間について定めている3団体については、いずれも更新回数に制限を設けていなかった。

契約を交わしていない団体への質問

ダンサーと契約を結んでいないと答えた団体には、就業の条件等をどのように規定し、またダンサーに伝えているのかを聞いた。契約を結んでいない5団体のうち、2団体は契約書以外の文書を取り交わすことで労働条件や規約について確認していると回答、残りの3団体は条件や規約等の必要事項は口頭により伝えているということであった。この現状に対して、検討の余地はあると答えた団体もあったが（3件）、積極的に契約の締結を考えている団体はなかった。

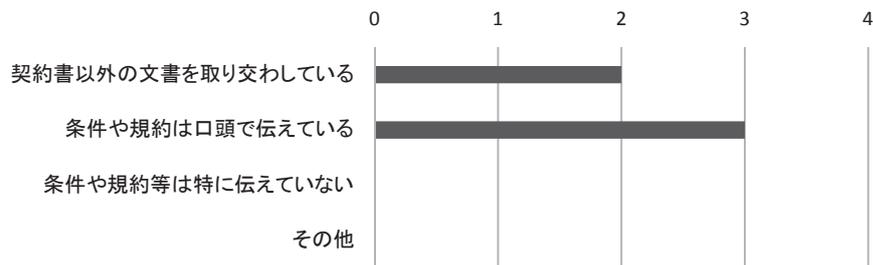


図8 契約書を交わしていない団体の状況

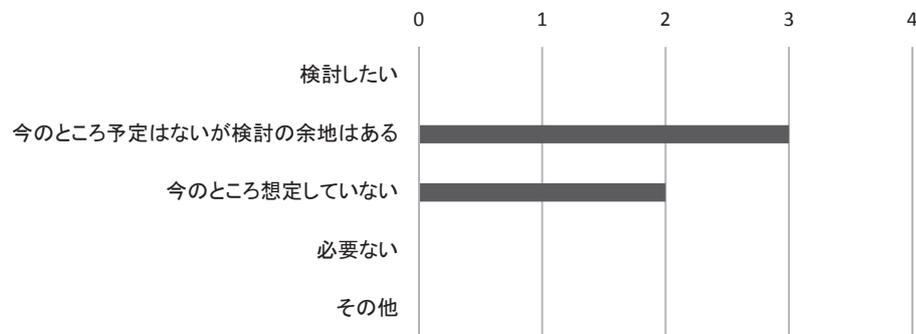


図9 ダンサーと契約を結ぶことについて今後の対応

■ 勤務条件について

労働時間・日数・休暇

ダンサーの通常の平均的な労働時間（稽古・リハーサルのための拘束時間）については、1日3時間未満と短いところから、フルタイムに準ずる7～8時間まで多様な回答が得られた。また、週あたり労働日数についても、約80%が週5日と回答した。

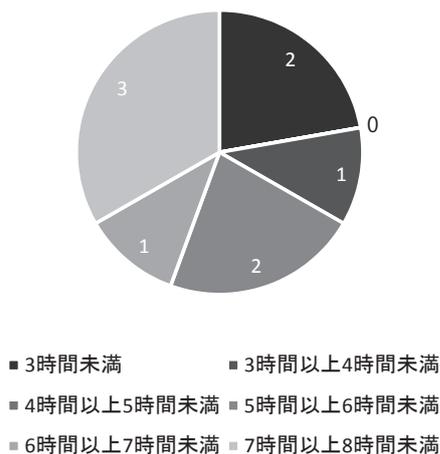


図10-1 1日あたり労働時間

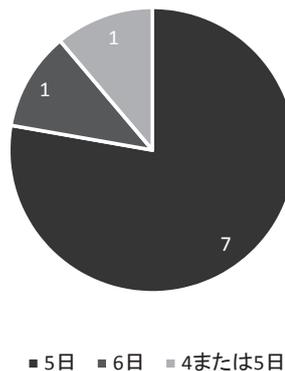


図10-2 週間労働日数

長期休暇の日数は、10日から40日までバレエ団によってばらつきが見られた。9団中4団体においては、シーズンの始めに長期休暇期間が決定されているということである。

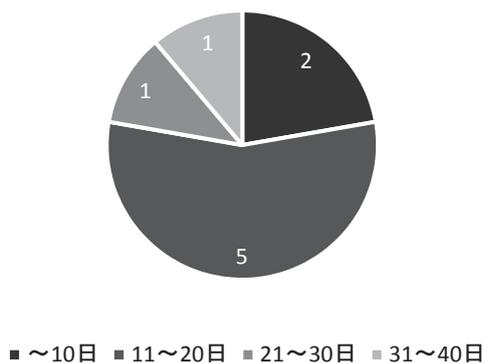


図11-1 長期休暇日数

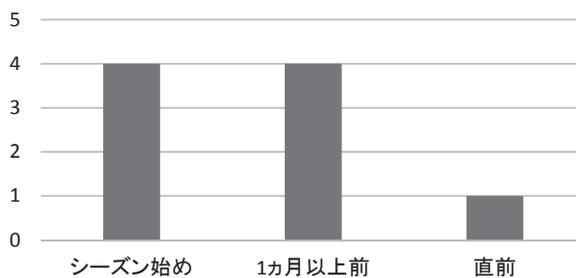


図11-2 長期休暇決定時期

報酬・支払いについて

ダンサーの報酬の構成として、基本給（毎月固定の手当も含む）、出演料、稽古手当の有無を聞いた。公演ごとの出演料の支払いはすべての団体で見られ、ダンサーがバレエ団から受け取る主な報酬であることが分かる。毎月決まった額を支給している団体は2団体に留まった。

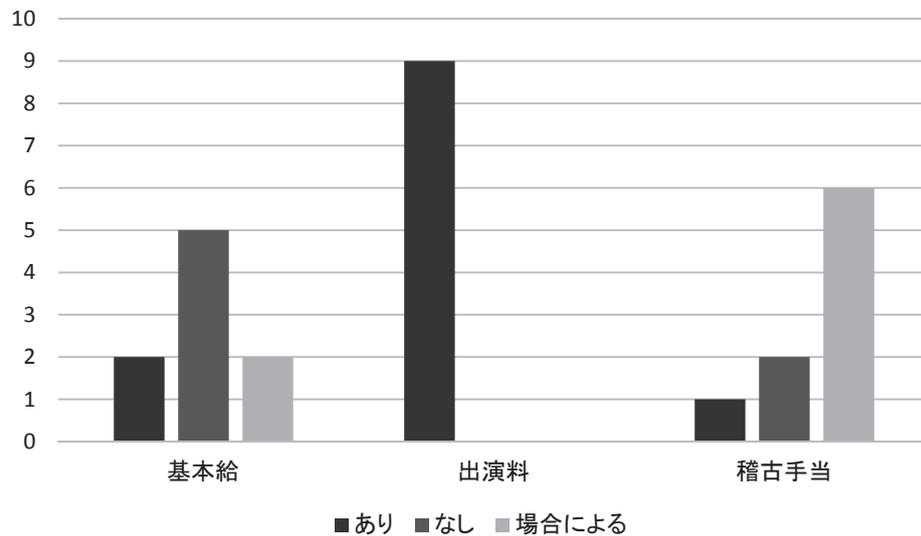


図12 報酬の構成

報酬の額を決める要素としては、「役」（8件）と「階級」（7件）が二大要素となっていることが分かった。「在籍年数」（2件）や「年齢」（0件）は、報酬を決定する際に重要な要素ではなく、実力に応じた評価方法であることが窺える。

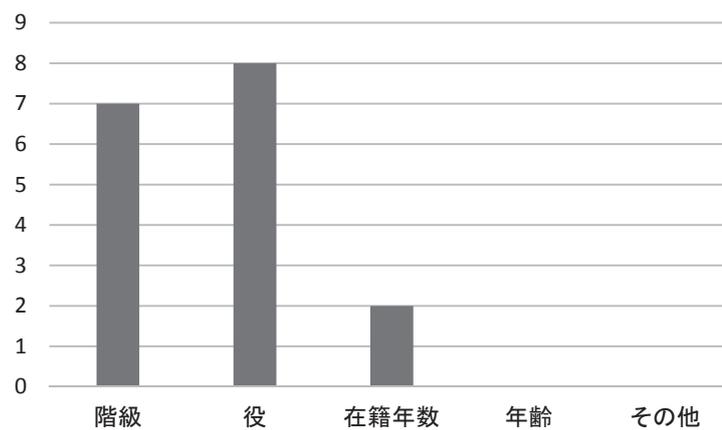


図13 報酬決定要素

出演料の支払い時期は、リハーサル後と答えた団体が最も多く、公演終了後2週間前後（1件）、1ヵ月前後（4件）、2ヵ月前後（2件）と、公演終了後2週間から2ヵ月の間で支払われるケースが多い。

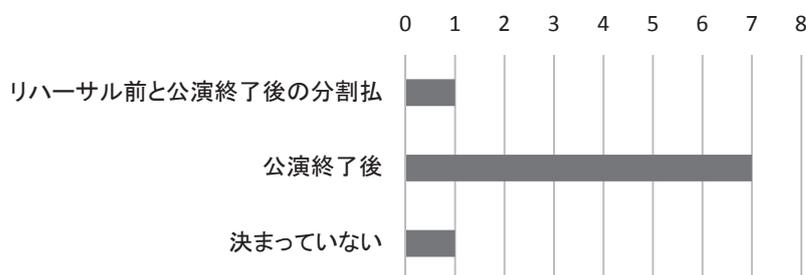
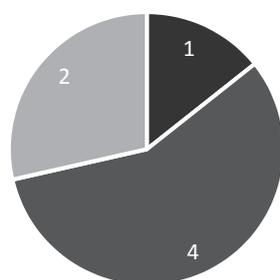


図14-1 出演料の支払時期



■ 2週間前後 ■ 1ヵ月前後 ■ 2ヵ月前後

図14-2 支払時期「公演終了後」と答えた7団体の内訳

怪我等によりキャスティングされていた公演に出演できなかった場合の出演料の支払いについては、予定額がすべて支払われなくなってしまう団体が5件と最も多かった。また、報酬額のダンサーへの通知について、6団体は事前に知らせていないと回答した。

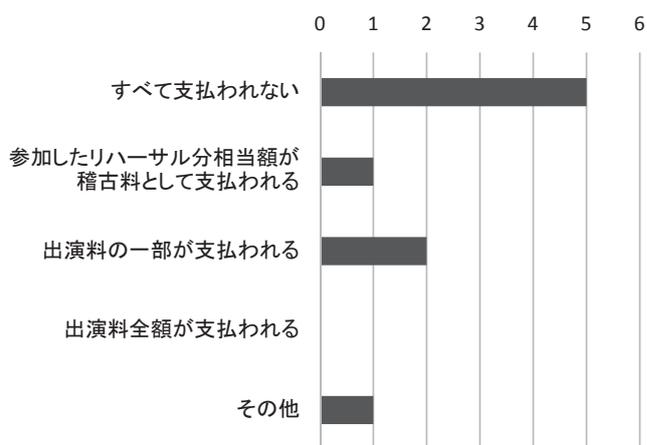


図15 出演できなかった場合の報酬

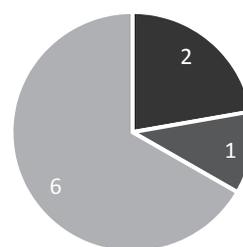
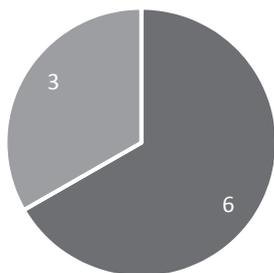


図16 報酬額の事前告知

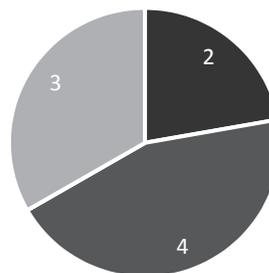
ダンサーの負担

ダンサーが負担すべき費用等について、維持会費の納入、チケットノルマ、トゥ・シューズ支給の有無について聞いた。6団体においては、ダンサーに維持費の納入を求めている。ダンサーの勤続年数によって維持費を減額していると補足回答したところもあった。チケットノルマが完全がないと回答したのは3団体であった。トゥ・シューズ支給を行っているのは2団体のみであった。



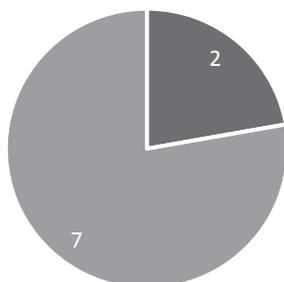
■ある ■ない

図17 維持費納入義務の有無



■ある ■公演による ■ない

図18 チケットノルマの有無



■ある ■ない

図19 トゥ・シューズ支給の有無

社会保障等について

ダンサーの社会保険等については、契約形態が雇用契約ではなく社会保険加入義務がない団体が多いことが反映される結果となった。社会保険加入をダンサーの自己管理とする8団体の中には、ダンサー個人での保険加入を勧め、その加入手続きのサポートを行っている団体もあった。

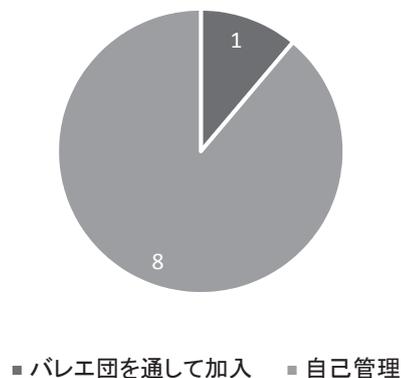


図20 社会保険の加入

組織として保険会社の傷害保険に加入し、業務上に発生した怪我については保障されるようにしている団体は5件、残り4団体は保障は制度上行っておらず、怪我の治療費等はすべてダンサーの自己負担としている。

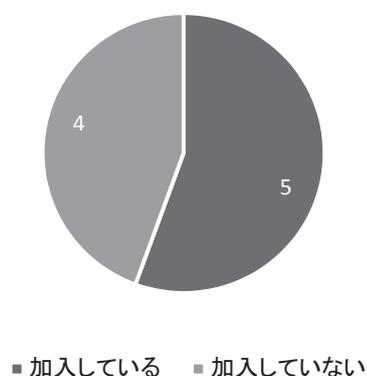


図21 傷害保険の加入

その他サポート

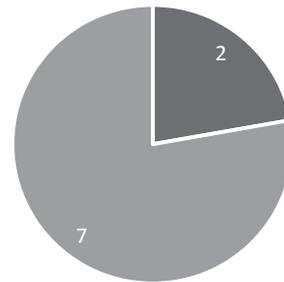
医療面やトレーニングのためのサポートなどを提供している団体は、4団体であった。その内容としては、バレエトレーナーの在駐（1件）、ジャイロキネシスクラスの実施（1件）、NPO法人「芸術家のくすり箱」（1件）のサポートなどであった。

ダンサー引退後のキャリアチェンジについては、2団体がサポートありと回答したが、その内容はいずれもバレエ教師への道をサポートするなどバレエの範囲にとどまるものであった。



■ある ■ない

図22 ヘルスケア・トレーニング等のサポート

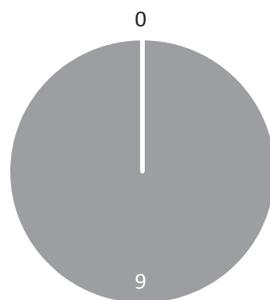


■はい ■いいえ

図23 キャリアチェンジに対するサポート

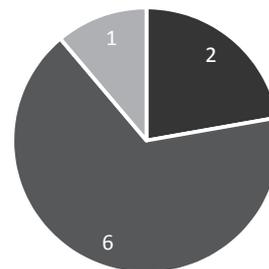
ユニオン（労働組合）について

業界を統括する労働組合が存在しない日本バレエ界において、個々のバレエ団においてダンサー側がマネジメント側に労働条件等に関して交渉することができる仕組みがあるか聞いたところ、すべての団体がないと回答した。また、そのような仕組みが必要かどうかについては、6団体が必要ないと回答した。



■ある ■ない

図24-1 労働組合に準ずる仕組み



■はい ■いいえ ■無回答

図24-2 労働組合の必要性

▶労働組合が必要かに「はい」と答えた理由・補足

- 労働組合は必要と思うが、まずプロのバレエ団としての仕組み、あり方を確立することが先決である。
- ダンサーを労働者としてバレエ団に所属させるのならばあるべきと思う。

▶労働組合が必要かに「いいえ」と回答した理由・補足

- 通常の雇用関係とは異なる環境の中で、権利・義務の定義が難しく、個人個人バレエ団との関わりも微妙に違いがあるので、組合という形をとるのは難しいと思う。
- ダンサーの労働環境についてマネジメント側は配慮するよう努めているが、当該組合を結成するかはあくまでダンサー側にあると思慮する。
- ダンサーの労働条件改善は急務であるが、団体の財務基盤を強固なものとし、十分な基礎体力を有する環境に整備することが前提にあり、当面の優先課題であり、現状での仕組み作りは難しい状況にある。
- リーダーになるべき人材がないのではないか。

自由記入欄

- 自主公演が毎回1回で終わり、長時間のリハーサルに対して公演回数が少ない。学校や企業、劇場に働きかけて公演回数を増やす。毎年申請で大変だが、自主公演時の文化庁の助成金は続けていただきたい。地域の芸術劇場の恒例事業としての定着を望む。
- コールドバレエの時からプロのバレエダンサーとして自活できる仕組みを考えたい。しかるべき公的機関からの資金的援助が必要であると考えている。

付録

ダンサーの就労実態に関するアンケート

*本アンケートは、国内のバレエ団に所属するダンサーの就労実態を探ることを目的としています。ここでいう「ダンサー」とは、バレエ団での稽古に日常的に参加し、公演にレギュラーで出演しているダンサーとします。

*選択肢を選ぶ設問において、どの選択肢もあてはまらない場合や補足がある場合は空いているスペースにお書きください。

Q1. 現在所属しているダンサーは何人ですか？

※バレエ団での稽古に日常的に参加し、公演にレギュラーで出演しているダンサーに限る)

_____ 人

Q2. 年間公演数はどれくらいですか？おおよそで構いません。

※学校公演、委託公演含む。特定のダンサーの外部公演へのバレエ出演等は除く。

※1ステージを1回とする。例) 1日に昼・夜公演があれば2回カウント。

- | | |
|---------------------|-----------|
| ■自主公演 | 約 _____ 回 |
| ■委託公演 (学校の劇術鑑賞教室含む) | 約 _____ 回 |
| ■文化庁委託事業学校巡回公演 | 約 _____ 回 |
| ■その他1 (_____) | 約 _____ 回 |
| ■その他2 (_____) | 約 _____ 回 |

Q3. ダンサーの採用・選定はどのように行っていますか？

- オーディションによる一般募集のみ (付属学校生徒も要オーディション)
- オーディションによる一般募集と付属学校 (及び関連スクール) からの推薦枠
- 付属学校 (及び関連スクール) からの推薦枠のみ
- その他 ⇒具体的にご記入ください。

Q4. 所属ダンサーと何らかの形で契約を結んでいますか？

- a. はい
- b. いいえ ⇒ Q12へ

Q5. 所属ダンサーと交わしている契約の種類はどれにあたりますか？

- a. 雇用契約（明確な雇用関係にあり、毎月の給与支払いがある）
- b. 所属契約／専属契約（所属の関係にあることを取り決めた契約）
- c. 出演契約（公演ごとに結ぶ契約）
- d. 所属（専属）契約と出演契約の組み合わせ
- e. その他の契約 ⇒具体的にご記入ください。

Q6. 契約書など書面による契約を結んでいますか？

- a. 契約書を取り交わしている
- b. 契約書はないが、誓約書等その他の書類がある
- c. 契約書も誓約書もなく口頭のみだが、双方の合意の元、契約を結んでいる。

Q7. 契約の条件として、どのような事項を定めていますか？あてはまるものすべてを選択してください。

- a. 労働時間
- b. 就業場所
- c. 従事する内容
- d. 始業時刻及び就業時刻
- e. 所定時間を超える労働の有無
- f. 休憩時間、休日、休暇に関する事項
- g. 賃金／報酬の決定、計算、支払いの方法に関する事項
- h. 賃金／報酬の締め日、支払日に関する事項
- i. 昇級・昇給に関する事項
- j. 退団に関する事項
- k. その他 ⇒具体的にご記入ください。

Q8. 契約期間の定めはありますか？

- a. ある（一律） → 期間を記入してください（ 年／ヵ月 ）
- b. ある（ダンサーによって異なる期間を定めている）
- c. ない ⇒ Q14へ

Q9. 契約更新はありますか？

- a. あり
- b. なし ⇒ Q14へ

Q10. 契約更新に際しての手続きとしてあてはまるものを選択してください。

- a. 更新を希望すれば、基本的には更新可能
- b. 芸術監督等と面談を行い、更新可否を決定
- c. 再度審査やオーディションを受け、合格すれば更新できる
- d. その他 ⇒具体的に記入ください。

Q11. 更新回数または在籍期間の定めはありますか？

- a. ある（更新 回まで／在籍期間 年まで）
- b. ない

⇒Q.14へ

(Q4で「b.いいえ」と答えた団体への質問です。)

Q12. 現状に最も近いものを選択してください。

- a. 契約書ではないが、その他の文書を取り交わし労働条件や規約について確認している
⇒ 取り交わしている(渡している)文書をすべて選択してください。
- 1) 誓約書
 - 2) 規約
 - 3) その他 ⇒具体的に()
- b. 契約は結んでいないが、条件や規約については口頭で伝えている
- c. 契約は結んでおらず、条件や規約についても伝えていない
- d. その他 ⇒具体的に記入ください。

Q13. バレエ団の今後の方針として、最も近いものを選択してください。

- a. ダンサーとの契約は、今後検討したい
- b. ダンサーとの契約は、今のところ予定はないが検討の余地はあると考えている
- c. ダンサーと契約を結ぶことは、今のところ想定していない
- d. 契約は必要ない
- e. その他 ⇒具体的に記入ください。

Q14. ダンサーの通常の平均的な労働時間(稽古・リハーサルのための拘束時間)をご記入ください。

(週 日/1日あたり 時間)

Q15. ダンサーの報酬の構成について、次の項目の有無についてお答えください。

- ・基本給(毎月定まった額の給料) ⇒ あり/なし
- ・ステージごとの出演料 ⇒ あり/なし
- ・稽古手当 ⇒ あり/なし/場合による
- ・交通費(通常の稽古) ⇒ あり/なし/場合による
- ・ツアーにおける日当 ⇒ あり/なし/場合による

Q16. 報酬の額を決める要素として、あてはまるものをすべて選択してください。

- a. 階級（コールド、ソリストなど実力に応じた階級）
- b. 役
- c. 在籍年数
- d. 年齢
- e. その他 ⇒具体的にご記入ください。

Q17. 出演料の支払い時期はいつ頃ですか？複数回に分けての支払いの場合は、「その他」を選択した上で具体的にご記入ください。

- a. 出演する公演のリハーサルが始まる前
- b. 出演する公演の前
- c. 出演した公演終了後 ⇒（ 日後／週間後／ヵ月後）
- d. 決まっていない（決められない）
- e. その他 ⇒具体的にご記入ください。

Q18. 怪我等によりキャスティングされていた公演に出演できなかった場合、出演料はどのようになりま
すか？

- a. 出演料は支払われない（ある場合は稽古料も）
- b. 参加したりハーサル分に相当する額が稽古料として支払われる
- c. 出演料の一部が支払われる
- d. 出演料全額が支払われる
- e. その他 ⇒具体的にご記入ください。

Q19. 報酬の額は事前に団員に知らせていますか？

- a. 契約書に記してある
- b. 契約書ではないが、事前に書面で知らせてある
- c. 口頭で知らせている
- d. 知らせていない（団員は事後にならないと受け取る報酬額が分からない）

Q20. 年間の長期休暇はどれくらいありますか？

(日)

Q21. 年間の休日（長期休暇等）については、どの時点で決定しますか？

- a. シーズン（年度）始めには決定
- b. 1ヵ月以上前もって決定
- c. 直前にならないと決まらない
- d. その他 ⇒具体的にご記入ください。

Q22. ダンサーの社会保険等はどのように扱っていますか？

- a. ダンサーは全員がバレエ団を通して社会保険へ加入できる
- b. ダンサーによっては、バレエ団を通して社会保険へ加入できる
- c. 社会保険はすべてダンサー自ら行うが、新加入ダンサーに向けた説明の場を設けるなどサポートは行っている。
- d. 社会保険に関してはすべてダンサーの自己管理としている
- e. その他 ⇒具体的にご記入ください。

Q23. 稽古不参加のペナルティはありますか？

- a. はい ⇒具体的にご記入ください。
- b. いいえ

Q24. ダンサーがバレエ団の外部で行う仕事について、何らかの制限を設けていますか？

- a. はい ⇒具体的にご記入ください。
- b. いいえ

Q30. 労働組合やそれに準ずる仕組みはあるべきと考えますか？また、どのような理由からそう考えますか？

- a. はい
- b. いいえ

⇒「はい」「いいえ」と答えた理由をお答えください。

Q31. 団員に維持費納入の義務がありますか？

- a. ある ⇒差支えない範囲で、金額等についてお答えいただける場合はご記入ください。
- b. ない

Q32. 団員にチケットノルマはありますか？

- a. 毎回ある
- b. 公演によってある
- c. ない

Q33. ダンサーの就労実態に関して、貴バレエ団が抱える課題やその解決に向けての取り組み例、または希望する公的サポート等、ご自由にご意見をお書きください。

ご回答者について記入してください。

いただいたアンケート内容についてご質問をさせていただく場合にのみ使用します。

アンケート結果はバレエ団連盟「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」報告書においてデータとして使用させていただく場合がございます。個人名、個別の回答内容は一切公表いたしません。

バレエ団名			
お名前			
電話番号		E-mail	

ご協力ありがとうございました。

2-3 海外バレエ団所属邦人ダンサーへの聞き取り調査

国内の状況と比較するため、9つの海外バレエ団に所属する日本人ダンサーに協力を依頼し、ヒアリング調査を実施した。調査対象ダンサーの所属組織を地域別に見ると、北米1団体、西欧3団体、東欧5団体である。これら9団体はバレエ団または劇場であり、以下の調査結果においては、それぞれ団体A～Iとして記す。なお、これらの記述はダンサー個人からのヒアリングによるものであり、組織の公式な回答ではないことを留意されたい。

■ 調査対象

- 団体A (英国)
- 団体B (英国)
- 団体C (ドイツ)
- 団体D (ポーランド)
- 団体E (カナダ)
- 団体F (スロヴェニア)
- 団体G (ロシア連邦)
- 団体H (ロシア連邦)
- 団体I (ジョージア)

■ ヒアリング結果

団体A

国	イギリス
契約形態	雇用契約
契約期間	雇用期間の定め無し ・コールドからファーストソリストまでは、シーズンの終わりに、ひとり15分間ずつ芸術監督と来シーズンについて話し合う機会がある。プリンシパルはない。 ・ダンサーが辞める意志を表明するか、芸術監督から解雇を言い渡されない限り、身分は安定。解雇はめったにないが、パフォーマンスの低下、指導陣との不和、怪我などで舞台に立てない日が続いた場合などは勧告される。
書面による契約	有り

勤務時間	8時間（休憩時間含む） ・ただし、クラスに参加するかどうかは自己責任。
週休	1.5日 ・規定上は1.5日だが、実際には2日休みになる場合が多い。
公演による振替休日	有り
長期休暇	夏季5週間、冬季1週間
年間公演数	約160～180
給与	固定給 ・月給制。公演数に左右されない。 ・リハが早く終わろうとも給料から差し引かれることはない。 ・基本的に階級ごとに一律だが、コールドは勤続年数による。 ・プリンシパルのみ交渉により決定。
各種手当	残業手当有り
アルバイトの必要性	無し ・コールド1年目でも生活できる。
外部での仕事	許可制
社会保険等	National Insurance：給与から天引き National Health Service（NHS）＝国民保険サービス：給与から天引き
年金	給与から天引き ・ダンサーズ・ペンション・スキームに加入。これに加え、団体独自の年金制度もあり、任意で加入。
傷害保険（怪我をした場合の保障）	基本的に保険ですべてカバーされる。カバーされなかった部分はカンパニーが負担してくれる。
トゥ・シューズ支給	有り（数に制限無し）
トレーニングセンター	有り
常勤フィジオ ²	有り
その他医療サポート	マッサージ師、スポーツサイエンティスト、リハビリトレーナー等
キャリアチェンジ	ダンサーズ・キャリア・ディベロプメント（再就職支援センター） ・毎年シーズン始めにサポートについての説明会がある。
ユニオン	有り（加入労働組合：エクイティ [Equity]） ・団員は基本的に全員加入 ・定期的に、バレエ団内の代表者（プリンシパル、ソリスト、コールドからひとりずつ選出）、ユニオン、ディレクターの間で話し合いがある。 ・公演当日のスケジュールについてユニオンと一緒に交渉し、改善されたことがある。

2 フィジオセラピスト。日本では理学療法士に相当。

団体B

国	イギリス
契約形態	雇用契約
契約期間	雇用期間の定め無し ・契約時に取り交わす契約書の他、昇進があり待遇等に変更があった場合は、別途書面でもらうことになっている。 ・解雇を言い渡されることはないと言い切れないが、よほどのことがなければ。ダンサーは95%自分から辞めていくと思う。
書面による契約	有り
勤務時間	8時間15分（休憩時間含む）
週休	1日
公演による振替休日	有り
長期休暇	夏季4週間、冬季2週間
年間公演数	約150～170
給与	固定給 ・公演数に左右されない。 ・アーティストは入団8年目までは毎年給与が上がるが、ファースト・アーティスト以上は階級ごとで一律。ファースト・アーティスト1年目の給与はアーティスト8年目より高く設定されている。 ・数年前までは週給制だったが今は月給制となった。
各種手当	残業手当有り
アルバイトの必要性	無し ・コールド1年目でも生活できる。
外部での仕事	許可制
社会保険等	National Insurance：給与から天引き NHS：給与から天引き 健康保険はバレエ団の負担でBupa（民間保険会社）に自動加入。
年金	給与から天引き ・ダンサーズ・ペンション・スキーム加入を推奨されるが加入が任意。 ・個人で民間の年金制度を利用する人もいる。
傷害保険（怪我をした場合の保障）	基本的に保険ですべてカバーされる。カバーされなかった部分はカンパニーが負担してくれる。
トゥ・シューズ支給	有り（月に10足まで）
トレーニングセンター	不明
常勤フィジオ	あり
その他医療サポート	マッサージ師
キャリアチェンジ	ダンサーズ・キャリア・ディベロプメント（再就職支援センター） ・毎シーズン始めに説明会があり、サポートを受けた元ダンサーたちの経験を聞ける機会もある。オープンなので、気軽に相談できる。
ユニオン	有り（加入労働組合：エクイティ [Equity]） ・任意加入だがほぼ全てのダンサーが加入している。

その他	〈日本バレエ界について〉日本にもダンサーの労働組合があってもよいのではないか。現在所属しているところと同じような条件のバレエ団が日本にあれば、就職先の選択肢のひとつとして検討できると思う。
-----	--

団体C

国	ドイツ
契約形態	雇用契約
契約期間	最初は2年契約 ・前年10月までに解雇通知が来ていなければ自動更新。 ・ドイツのバレエ団では、雇用期間は最長15年までと定められている。以前は15年働くと終身雇用に移行できたが、その制度はなくなってしまった。現在は、終身雇用を諦めるとプラス4年働くことができ、最長19年間の勤続が可能。 ・在籍8年以上の場合、解雇通知は1年3ヵ月前もって行わなければ解雇できない。
書面による契約	有り
勤務時間	8時間（休憩時間含む）
週休	1.5日 ・規定上は1.5日だが、実際には2日休みになる場合が多い。
公演による振替休日	有り
長期休暇	6週間 夏に6週間のときもあれば冬と夏で2週間／4週間と分けられる場合も
年間公演数	約100
給与	基本給と役によって得られる報酬の2段階 ①基本給 13ヵ月の年俸制、年に2回ボーナスあり ②役による報酬 属する階級より上の階級に値する役を踊ると、1公演につき150～300ユーロ加算される。 例) コールドが1階級上の役を踊る⇒1公演につき150ユーロ ・「コールド契約」コールドは2年おきに数%ずつ自動的に上がっていく。 ・「ソリスト契約」コールドと別形態の契約になる。昇給が保障されておらず、2年の契約期間が終了する前に自らマネジメント側に交渉しないといけない。 ・プロ1年目と移籍組とでは契約の額は違う。 ・給与の額については国の指針も反映されている。
各種手当	・残業手当有り ・ウェアやトレーニング機材、シャンプー代などは、仕事上の必要経費と認められれば確定申告により税金が返納される。

アルバイトの必要性	無し ・コールドで手取り1,800ユーロくらいか（税金、保険料、年金など引かれた状態。額面だと倍くらいになる）。
外部での仕事	許可制
社会保険等	給与から天引き
年金	給与から天引き ・ダンサー引退後に戻ってくる積立金もあり、全員加入している。
傷害保険（怪我をした場合の保障）	基本的に保険でカバーされる。 レントゲンやMRI含め、受診は無料。 フィジオセラピーやオステオパシーは1年にカバーされる回数が決まっている。
トゥ・シューズ支給	有り（月に5～10足）
トレーニングセンター	有り トレーニングを受けるのは有料だが、マシンは自由に使うことができる。 ジャイロトニックのマシンもある。
常勤フィジオ	有り ただし、リハーサルの時間のみ。予約制。
キャリアチェンジ	・特にサポートなどはないが、オフィスに聞きに行けば相談に乗ってくれることはあるかもしれない。 ・ドイツ国内で一定年数以上働いていれば、転職のための勉強や授業料が2年間支給されるシステムがある。 ・解雇されてしまった場合も、失業保険でほぼ全額の給料が1年分支給される。
ユニオン	有り（加入労働組合：ベルディ [Ver.di]） ・ダンサーのほぼ半分が加入している。 ・職場で問題があったときは弁護士を立ててくれたりサポートを受けることができる。 ・確定申告のサポートをしてくれる。 ・月に給料の1%を払う。 ・ダンサーの70%がユニオンに加入していればストライキを行うことが可能。 ダンサーに不利な契約書に対抗するためにストライキを執行したこともある。 ・その他、ドイツ国内の各カンパニーから「バレエ・スピーカー」という代表が集まり、様々な問題について話し合う機会がある。各階級から数名ずつ、階級内の投票で代表者を決める。ユニオンに加入してから、この制度をより活用していこうという動きがある。 ・以前は、コールドが優遇される契約のシステムになっていたが、ユニオンと一緒に経営側に訴えて改善されたことがある。

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・カンパニーのファイナンスには不信感を持っている。財源があるにも関わらずダンサーにはそれが回ってこないと感じることもあるし、またあえて人気のない演目を上演したり、必要のない物品の購入などで資金繰りしている様子が見える。 ・公演数が多く、大量生産のようで心が入っていないと思うこともあるが、経済面で親に頼らず貯金もできるのはありがたい。ただ、ダンサーとしてずっと踊れるわけではないので不安はある。
-----	--

団体D

国	ポーランド
契約形態	雇用契約（国家公務員）
契約期間	<p>1年目は1年契約 2年目から5年契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シーズンの終わりに15分程度芸術監督と個人面談があり、更新の有無や昇格等について、レコーディングしながら話す機会がある。 ・5年以上働くとライフタイム契約に移行し永久的に在籍できる。籍を置き給料の約70%をもらいながら他のバレエ団に所属することが実質可能になっているが、実際にそうしている人はいない。 ・ライフタイム契約に移ると、監督の判断で解雇することができない。東ヨーロッパはこのようなシステムが多いと聞く。 ・退団したい場合は3ヵ月前に監督に話す。
書面による契約	有り
勤務時間	8時間（休憩時間含む）
週休	2日
公演による振替休日	祝日に公演の場合はあり
長期休暇	ダンサーによって異なる。プリンシパルはリハーサルのため休みが短い。休暇期間については契約書に定められている。
年間公演数	約70～80
給与	<p>クロス制</p> <p>①基本給</p> <p>②公演出演回数によるエキストラフィー ＝出演公演数のノルマが階級別に設けられており（コールド6～7回、プリンシパル1回）、超えた時点で支払われる報酬</p>
各種手当	<ul style="list-style-type: none"> ・残業手当無し（残業は基本的にない） 自主練習をすることは可能だがその時間は勤務時間と見なされず給料は発生しない。自主練習の最中に怪我をしても保障は及ばない。 ・住宅手当（3年まで） カンパニーの借りているマンションに安く住むことができる。物価の割りに家賃が高いため助かっている。

アルバイトの必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・新卒1年目は、経済サポートがないと生活は厳しいと思うが、アルバイトは時間の制約から厳しいと思う。親の支援を受けているダンサーはいる。 ・ソリスト以上であれば必要なし
外部での仕事	許可制
社会保険等	給与から天引き
年金	<p>なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフタイム契約の制度があるため必要がない。もう踊ることができない高齢のダンサーもソリストとして在籍し続けることができるため、クラスに参加しなくても給料（現役時代の何割か）をもらっている。
傷害保険（怪我をした場合の保障）	<p>有り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学がスポンサーになっており、ある程度までは大学病院で無料で診てくれる。大きい怪我では自己負担になることもある。 ・怪我をして休業している期間は給与の70%が保障される。
トゥ・シューズ支給	<p>有り</p> <p>コールドは月に3足まで、ソリストは月に4足までが基本で、それに加え公演2回ごとに1足追加することが可能。</p>
トレーニングセンター	有り
常勤フィジオ	有り
その他医療サポート	特になし
キャリアチェンジ	特になし
ユニオン	<p>有り</p> <p>年配のポーランド人は加入しているが、外国人や若い人は入っていない。ユニオンの力が強すぎるために芸術監督がユニオンに口出しできない状況にある。バレエ団はもう踊れない高齢ダンサーに給料を払い続けているが、他にもっと使い途があるのではと思う。</p>

団体E

国	カナダ
契約形態	出演契約
契約期間	<p>1年間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年を通した出演契約という形で、個人事業主の扱い。 ・更新可能のダンサーへは前年12月に手紙で知らされる。手紙が来なければ更新することはできない。手紙をもらったダンサーは、芸術監督との面談の上、最終的に更新するか決定する。 <p>※前年に連絡が来るのは、ユニオンでそのような取り決めとなっているため（次の就職先を探す余裕をもたせるため）</p>
書面による契約	有り
勤務時間	8.5時間（休憩時間含む）
週休	2日

公演による振替休日	有り
長期休暇	プリンシパルはリハーサルのため2週間程度短い。
年間公演数	約50～60
給与	<p>固定給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公演数に左右されない。ただし、外部公演へ出演した場合は別途出演料を受け取る。 ・昇給はコールドもソリストも3年目から数%ずつ上がっていく。 ・金額についての交渉はできないが、昇給に関しては可能。 ・アウトリーチ活動への参加は基本的にボランティアとなる。参加を強制させられることはない。
各種手当	<p>残業手当は基本無し（ユニオンが厳しいため残業は基本的に無い。）</p> <p>ただし、ツアー中飛行機の遅延などがあると残業扱いとなり手当が支払われる。</p>
アルバイトの必要性	<p>無し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コールドでも生活できる程度だが、アルバイトをしている人もいる。バレエ学校の世話役やウェ이터などが多い。 ・外国人の場合はビザの関係で就労に制限がある場合もある。
外部での仕事	許可制
社会保険等	個人事業主にあたるため、社会保険は個人の管理。
年金	給与から天引き
傷害保険（怪我をした場合の保障）	<p>有り</p> <p>怪我に備える保険にはカンパニーを通して入り、カンパニーが一部負担する形で給与から天引きされる。</p> <p>怪我をすると、最長1年間、加入した保険会社より治療費が支給される。</p>
トゥ・シューズ支給	有り（制限無し）
トレーニングセンター	有り
常勤フィジオ	あり
その他医療サポート	特になし
キャリアチェンジ	<ul style="list-style-type: none"> ・ダンサー転職支援センター（Dancer Transition Resource Centre）が、ダンサー引退後のキャリアについて無料のワークショップを行っているが、基本的には自分で対策しておく必要がある。 ・大学のコースを受けているダンサーもいる。引退後を考えた備えをしておくことは大切だと思う。
ユニオン	<p>有り（加入労働組合：カナディアン・アクターズ・エクイティ・アソシエーション [Canadian Actors' Equity Association]）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダンサーは加入が必須 ・会費（約180ドル）は給料から天引き

団体F

国	スロヴェニア
契約形態	出演契約（ゲストコントラクト）
契約期間	1年間 ・基本的に毎年更新 ・レギュラーコントラクトとゲストコントラクトの2種類がある。レギュラーは全員終身雇用のため、年金生活（55～60歳から）になるまで席が空かない。ゲストは個人事業主の扱い。 ・現状、現役のダンサーは全員ゲストコントラクトとなっている。
書面による契約	有り
勤務時間	4～7時間
週休	1日 ・リハーサルが入らなければ2日休みになる。
公演による振替休日	無し ただし、クラスに行くか行かないかは自由。
長期休暇	契約書には定め無し。
年間公演数	約30
給与	①基本給 ②クラス手当 ・月給制。基本給は公演数に左右されない。 ・同じ階級でも契約により額が異なる。 ・昇級は監督の判断。交渉するダンサーもいる。
各種手当	残業手当無し（残業は基本的に無い）
アルバイトの必要性	無し ・コールド1年目でも生活できる。（物価が安いこともあるかもしれない）
外部での仕事	自由
社会保険等	個人で管理。 職業を申請すれば国から補助がでる。
年金	個人で管理。 職業を申請すれば国から補助がでる。
傷害保険（怪我をした場合の保障）	自己負担
トゥ・シューズ支給	有り（月に2足程度）
トレーニングセンター	無し
常勤フィジオ	無し
その他医療サポート	無し
キャリアチェンジ	無し ・2017年に指導者になるための学校ができ、ダンサーのキャリアを続けながら勉強をすることも可能だが、時間の面から難しい。
ユニオン	無し
その他	〈今後について〉きちんとした契約がほしいので、今後移籍を検討している。

団体G

国	ロシア連邦
契約形態	雇用契約（国家公務員）
契約期間	1年間 ・基本的に毎年更新 ・国の法律により、外国人労働者が満たすべき勤務日数、ロシア滞在日数の規定がある。カンパニーのツアー等で国外に出ると、ロシアで仕事をしているとみなされず、勤務日数にカウントされないため、ツアー参加はそれらを踏まえて決定される。
書面による契約	有り
勤務時間	7時間
週休	1日
公演による振替休日	有り
年間公演数	約120
給与	①基本給 ②クラス手当 ・月給制。基本給は公演数に左右されない。 ・同じ階級でも契約により額が異なる。 ・昇級は監督の判断。交渉するダンサーもいる。 ・3～4年に一度だけ昇格試験がある。 ・夏にボーナスがある。 《参考》国民の平均月収が8万円くらいのところ、コールドで35,000円くらい。 住居は、シェアであればひとり当たり2万円くらいの家賃負担で住むことも可能。
各種手当	・残業は基本的に無い ・住居手当 家賃は劇場が全額負担。光熱費のみ自己負担。期間の定めもない。
アルバイトの必要性	無し ・コールド1年目でぎりぎり生活ができるくらい。 ・アルバイトは仕事に支障のない範囲で可能。バレエ指導や翻訳などをしている人もいる。
外部での仕事	自由
社会保険等	不明
年金	不明
傷害保険（怪我をした場合の保障）	・劇場を通して保険には入っている（ダンサー全員）。 ・怪我したときは系列の病院に行けば無料で受けられる。 ・病院の証明があれば、基本給の何割かは保障される。
トゥ・シューズ支給	有り（月に2足程度） ソリスト以上は好きなメーカーのものを選べるが、コールドは劇場のプライベートブランドのものを含め2種類からしか選べない。

トレーニングセンター	無し
常勤フィジオ	無し
その他医療サポート	マッサージ師がいる
キャリアチェンジ	無し サポートは特にないが先輩にアドバイスをもらえるから不満はない。
ユニオン	無し ユニオンはないが、ダンサーで署名を集め劇場のオーナーに訴えることはある。最近では、トゥ・シューズ支給の階級による差別解消を訴えたことがある。
その他	〈日本バレエ界について〉日本でもカンパニーの仕事だけで生活できるようになれば良い。男性だと発表会の仕事をしないと食べていけないというのを聞く。 ロシアではテレビ等でバレエが取り上げられることが多く、一般の人でもバレエを知っている。日本ではごく一部のバレエ愛好者しか劇場に来ていないのではないか。チケットの値段も高く感じる。

団体H

国	ロシア連邦
契約形態	雇用契約（国家公務員）
契約期間	1年間 ・外国人も現地人も同じく1年ごとの契約
書面による契約	有り
勤務時間	基本7時間
週休	1日
公演による振替休日	有り
長期休暇	40日間
年間公演数	約100～120（ツアー公演約70含む）
給与	①基本給 ②公演数に応じたフィー ・外国人税として収入の30%が給与から天引きされている（200日以上いると13%に減税される）。契約書では外国人税をあらかじめ引いた額を提示される。 ・同じ階級でも基本給は違う（コールドは一律かもしれない）。 ・階級が変わらなくても少しずつ昇給があるが、コールドがソリストの条件を超えることはない。 ・月給制 ・基本給と公演ごとのフィーの割合も、契約や交渉次第でダンサーそれぞれ異なる。

各種手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 残業は基本的に無い 1週間ごとにスケジュールがでて、それが急遽変更になることはない ・ 住居手当有り 住居は、自分で自由に選び、その家賃の一部をカンパニーが負担してくれる。ダンサーの負担は月3,000円程度。実家住まいを除き、全てのダンサーが対象。
アルバイトの必要性	<ul style="list-style-type: none"> 無し ・ アルバイトをする時間的余裕はない
外部での仕事	自由
社会保険等	不明
年金	<ul style="list-style-type: none"> 有り 詳細は分からないが、男女とも30代後半から受け取れると聞いている。現役時代の給与よりは少ないが、生活できる程度の額が支給される。
傷害保険（怪我をした場合の保障）	有り
トゥ・シューズ支給	有り（年に2度、数の制限はない）
トレーニングセンター	無し
常勤フィジオ	無し
その他医療サポート	マッサージ師あり
キャリアチェンジ	<ul style="list-style-type: none"> 無し ・ バレエ団で働きつつ、バレエ学校が附属している大学で教授法や振付について学ぶ場合が多い。ロシアでは資格がないとバレエ学校で教えることができず、バレエ学校卒業でないと受験資格がない。コースを受けているダンサーがいた場合、劇場はコースを受けることを優先させる義務がある。しかし実際には、バレエ教師は給料があまりよくないため、教師になる人はそれほど多くない。
ユニオン	<ul style="list-style-type: none"> 無し ダンサーから経営陣への抗議などもあまりない。
その他	〈日本バレエ界について〉日本の状況はあまり分からないが、国からの支援が重要だと思う。いつかは日本に戻り、日本で踊りたいという気持ちはある。

団体I

国	ジョージア
契約形態	雇用契約
契約期間	<ul style="list-style-type: none"> 1年間 基本的に1月から12月の契約で更新 外国人は皆、契約社員のような扱い。 ジョージアの現地人は終身雇用。年をとると芸術監督と話して辞めていく。

書面による契約	有り
勤務時間	7時間（休憩時間含む）
週休	1日
公演による振替休日	有り
長期休暇	有給休暇が30日間、超過分は無給として休むことは可能。
年間公演数	約60公演+ツアー2週間
給与	<p>固定給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月給制。公演数に左右されない。 ・たまにボーナスが支給される。 ・同じ階級でも、特に外国人の場合は契約内容が人それぞれ異なり、給与も大きく変わる。ソリストの中でも月15万円ほどの差がある。 ・給与はドル建て。 <p>《参考》物価が安いので生活はしやすい。平均所得も低い。バレエダンサーの給与は、コールドでもその他職業と比べて同程度か少し高い程度。</p>
各種手当	<ul style="list-style-type: none"> ・残業手当有り ・帰国するための航空券支給（年に1回）
アルバイトの必要性	<p>無し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルバイトをする時間的余裕はない
外部での仕事	<p>許可制</p> <p>ただし、夏休み中は許可無しに自由にできる。シーズン中は、有給を使って行うことになる。</p>
社会保険等	<p>健康保険は強制加入。</p> <p>給料から毎月光引きされ、日本と同様に医療費3割負担となる。</p>
年金	外国人は無し
傷害保険（怪我をした場合の保障）	<p>無し。</p> <p>大きい怪我のために自己負担で海外保険に入って備えている。</p>
トゥ・シューズ支給	有り（数に制限はないが種類が限られる）
トレーニングセンター	有り
常勤フィジオ	有り
その他医療サポート	特になし
キャリアチェンジ	<p>特になし</p> <p>引退後は、バレエ指導者になる人が多いがオフィスワーク系の職につくのも珍しくない。転職は当たり前のこととして捉えられている。</p> <p>バレエ学校で教えるには資格が必要。</p>
ユニオン	不明
その他	<p>〈海外に出た理由〉日本ではバレエ団外の仕事をしないと生計を立てられないこと、素人の人と踊らなければいけないこと、スケジュール調整が大変であること等。これらの状況が変われば良い。</p>

■ 考察

以下、上記のヒアリング結果から特に着目すべき点について記す。

契約関係と報酬について

すべての団体が、ダンサーと雇用契約または出演契約の明確な契約関係を結んでいることがわかった。また、いずれも契約書を書面として取り交わしていた。

また、雇用契約と出演契約のいずれかにかかわらず、すべての団体が毎月固定の基本給を保障していた。4団体においては、固定給に加え毎月変動するエキストラフィーもあるとのことだが、毎月の収入の最低ラインが担保されているため、収入が不安定という意識はいずれのダンサーにもなかった。

ダンサーの身体的・経済的負担

トゥ・シューズは、すべての団体に支給があるということであった。支給数は制限のないところや階級により上限を定めているところなどばらつきはあるものの、女性ダンサーにとっての経済的負担を考慮していると思われる。また、維持費やチケットノルマは、当然のごとく存在しないということであった。

また、6団体には常勤のフィジオ（理学療法士）がいる。いないと答えた2団体もマッサージ師がおり、身体を酷使するダンサーに対するケアが充実している様子が窺えた。

ユニオン

西欧と北米の4団体においては、ダンサーにとってユニオンが身近な存在として機能していることが観察できた。それぞれで挙げられた組織が下記である。

- エクイティ [Equity] (英国)
- カナディアン・アクターズ・エクイティ・アソシエーション [Canadian Actors' Equity Association] (カナダ)
- ベルディ [Ver.di] (ドイツ)

転職支援組織

英国とカナダにおいては、ダンサーのための転職支援組織としてダンサーズ・キャリア・ディベロプメント [Dancers' Career Development] (英国)、ダンサー・トランジション・リソース・センター [Dancer Transition Resource Centre] (カナダ) の名前が挙げられた。これらはいずれも、国際プロダンサー転職支援組織 (IOTPD)³の加盟団体である。

年金制度

英国とドイツにおいては、ダンサーのための年金制度があるということが確認できた。ここでは、英国のダンサーのための年金制度「ダンサーズ・ペンション・スキーム」について補足する。

〈補足〉ダンサーズ・ペンション・スキーム [Dancers Pension Scheme]

英国の主要なバレエ団すべてが参加している年金制度。ダンサー個人とその雇用者であるバレエ団が積み立て、引退時に現金一括または年金の形で受け取ることができる

積立金は下記のように算出される。

- ダンサーの積立額

① 所得が40,040ポンド⁴までの場合 → 当該給付の額の計算の基礎となる所得の4.25%

② 所得が40,040ポンド以上の場合 → 当該給付の額の計算の基礎となる所得の5.5%

※掛金は免税、給与から天引き。

- バレエ団の掛金

① 所得が40,040ポンドまでの場合 → 当該給付の額の計算の基礎となる所得の5.75%

② 所得が40,040ポンド以上の場合 → 当該給付の額の計算の基礎となる所得の7.0%

3 IOTPDについては平成27年度本事業報告書を参照のこと。

4 1ポンド=152円 (2018年3月現在)

例) 所得が年間20,000ポンドの場合

ダンサー個人の積立額

掛金	850ポンド
税金控除(20%)	-170ポンド
実際の支出	680ポンド

年金口座への積立金

ダンサー個人からの掛金	680ポンド
税金還付	170ポンド
バレエ団の掛金	1,150ポンド
計	2,000ポンド

※規定の額より上乗せして積立てをすることも可能。

基本的には65歳が標準定年だが、その前後に引退、年金受給を開始することも可能となっており、2006年4月6日以前に加入した場合は35歳から、それ以降に加入した場合は55歳から引退することができる。ただし、病気や怪我により仕事を続けることができなくなった場合は年齢に関係なく引退することが可能である。

付録

海外のバレエ団で活躍する主な日本出身者（2017/2018シーズン現在）

海外の国公立劇場のバレエ団、著名な振付家が率いているバレエ団に所属して活躍しているダンサーについてまとめている。著名バレエ団除き主にソリスト級以上または実績・知名度のある人を掲載。

※階級制がある場合の最高位

◆はローザンヌ国際バレエコンクール入賞者

【イギリス】

- ひらの りょういち
平野亮一（英国ロイヤル・バレエ団プリンシパル）※◆
- たかだ あかね
高田 茜（英国ロイヤル・バレエ団プリンシパル）※◆
- こばやし
小林ひかる（英国ロイヤル・バレエ団ファーストソリスト）
- たけ ゆふい
崔 由姫（英国ロイヤル・バレエ団ファーストソリスト）◆
- かね こふみ
金子扶生（英国ロイヤル・バレエ団ソリスト）
- あかり てるか
アクリ瑠嘉（英国ロイヤル・バレエ団ソリスト）
- ささき まりこ
佐々木万璃子（英国ロイヤル・バレエ団アーティスト）◆
- かつら ちさと
桂千理（英国ロイヤル・バレエ団アーティスト）
- まえだ さえ
前田紗江（英国ロイヤル・バレエ団研修生）◆
- さくま なお
佐久間奈緒（バーミンガム・ロイヤル・バレエ団プリンシパル）※
- ひらた ももこ
平田桃子（バーミンガム・ロイヤル・バレエ団プリンシパル）※◆
- あつじ やすお
厚地康雄（バーミンガム・ロイヤル・バレエ団ファーストソリスト）
- みずたに みき
水谷美喜（バーミンガム・ロイヤル・バレエ団ソリスト）◆
- ふちがみ れいな
淵上礼奈（バーミンガム・ロイヤル・バレエ団ファーストアーティスト）
- たかはし えりな
高橋絵里奈（イングリッシュ・ナショナル・バレエリード・プリンシパル）※
- かせ しおり
加瀬 葉（イングリッシュ・ナショナル・バレエプリンシパル）
- ざるはし けん
猿橋 賢（イングリッシュ・ナショナル・バレエソリスト）
- こう せんり
康 千里（イングリッシュ・ナショナル・バレエジュニアソリスト）
- かねはら りな
金原里奈（イングリッシュ・ナショナル・バレエジュニアソリスト）◆
- みやた あやみ
宮田彩未（ノーザン・バレエソリスト）

【フランス】

- おにール はな
オニール八葉（パリ・オペラ座バレエ団ブルミエール・ダンスーズ）◆
- ふじい みほ
藤井美帆（パリ・オペラ座バレエ団カドリーユ）
- くわばら さき
桑原沙希（ボルドー・オペラ座バレエ団コール・ド・バレエ）
- つがわ ゆりえ
津川友利江（バレエ・プレルジョカージュ）

【ドイツ】

- 菅野茉莉奈 (ベルリン国立バレエ団ドゥミソリスト)
 森田愛海 (シュツットガルト・バレエ団ソリスト)
 有井舞耀 (ハンブルク・バレエ団ソリスト)
 菅井円加 (ハンブルク・バレエ団ソリスト) ◆
 藤本佳那子 (ドレスデン国立歌劇場バレエ団セカンドソリスト)
 門沙也香 (ヴァースバーデン・バレエ)
 香取成和 (ヴァースバーデン・バレエ)
 高田樹 (ヴァースバーデン・バレエ) ◆
 加藤静流 (キール歌劇場バレエ団) ◆
 岸村光熙 (キール歌劇場バレエ団)
 根岸澄宣 (ライプツィヒ・バレエ)
 石川まどか (ライプツィヒ・バレエ)
 清水 渡 (エッセン市立バレエ団ソリスト) ※
 松浦友里恵 (エッセン市立バレエ団ソロ・ミット・グルッペ)
 米山実加 (エッセン市立バレエ団ソロ・ミット・グルッペ)
 森 優貴 (レーゲンスブルク市立歌劇場バレエ芸術監督)

【オーストリア】

- 橋本清香 (ウィーン国立バレエ団第一ソリスト) ※
 木本全優 (ウィーン国立バレエ団第一ソリスト) ※

【オランダ】

- 奥村 彩 (オランダ国立バレエ団ソリスト)
 鳴海玲奈 (ネザーランド・ダンス・シアター1)
 高浦幸乃 (ネザーランド・ダンス・シアター1)
 刈谷円香 (ネザーランド・ダンス・シアター1)
 三崎 彩 (ネザーランド・ダンス・シアター2)
 福士宙夢 (ネザーランド・ダンス・シアター2)

【ベルギー】

- 齊藤亜紀 (ロイヤル・フランダース・バレエ団プリンシパル) ※◆
 加藤三希央 (ロイヤル・フランダース・バレエ団コール・ド・バレエ) ◆

【スウェーデン】

- 木田真理子 (スウェーデン王立バレエ団プリンシパル) ※◆休団中
 児玉北斗 (スウェーデン王立バレエ団ファーストソリスト) ◆休団中

やまぐち まゆみ
山口真有美 (スウェーデン王立バレエ団ファーストソリスト)
にえだ もえ
贅田 萌 (スウェーデン王立バレエ団セカンドソリスト) ◆
さっさ はるか
佐々晴香 (スウェーデン王立バレエ団セカンドソリスト)
ふじさわたくや
藤澤拓也 (ヨーテボリ・バレエ)

【ノルウェー】

にしのみいこ
西野麻衣子 (ノルウェー国立バレエ団プリンシパル) ※
まつい がくろう
松井学郎 (ノルウェー国立バレエ団プリンシパル) ※◆
いな およしみ
稲尾芳文 (ノルウェー国立バレエ団/元バットシェバ舞踊団芸術監督)

【フィンランド】

まつね はなこ
松根花子 (フィンランド国立バレエ団ソリスト)

【スイス】

なすのけいすけ
那須野圭右 (モーリス・ベジャール・バレエ団)
おおぬきまさよし
大貫真幹 (モーリス・ベジャール・バレエ団) ◆
おおはし まり
大橋真理 (モーリス・ベジャール・バレエ団)
なかのあやこ
中野綾子 (バーゼル・バレエ) ◆
あいざわ ゆみ
相澤優美 (ジュネーヴ大劇場)
しげなり さら
重成沙羅 (ジュネーヴ大劇場)

【モナコ公国】

こいけみ もぞ
小池ミモザ (モナコ公国モンテカルロ・バレエ団)
たじまか おり
田島香緒里 (モナコ公国モンテカルロ・バレエ団)

【スペイン】

おおたにはるひ
大谷遥陽 (スペイン国立ダンスカンパニー コール・ド・バレエ)

【ポーランド】

えびはら ゆか
海老原由佳 (ポーランド国立バレエ団ファーストソリスト) ※
かげやま まい
影山茉以 (ポーランド国立バレエ団ファーストソリスト) ※

【チェコ】

わきぞの えり
脇園絵里 (チェコ国立ブルノ歌劇場バレエ団ソリスト) ※

【トルコ】

落合リザ (メルスイン国立バレエ団)

【ルーマニア】

おくの りん
奥野 凛 (ブカレスト国立歌劇場バレエ団プリンシパル) ※

【クロアチア】

すずき り え か
鈴木里依香 (クロアチア国立劇場プリンシパルダンサー) ※

【スロヴェニア】

なかしま あ さ み
中島麻美 (スロヴェニア国立マリボル歌劇場ソリスト) ※

おおまき ゆ う や
大巻雄矢 (スロヴェニア国立マリボル歌劇場ソリスト) ※

【ベラルーシ】

まちや ま た か と し
待山貴俊 (ベラルーシ国立ボリショイ劇場バレエ団プリンシパル) ※

うら べ く り む
浦邊玖莉夢 (ベラルーシ国立ボリショイ劇場バレエ団ソリスト)

【アメリカ】

お が わ か ほ
小川華歩 (アメリカン・バレエ・シアター コール・ド・バレエ)

あい は ら ま い
相原 舞 (アメリカン・バレエ・シアター コール・ド・バレエ)

す み た に けん と
隅谷健人 (アメリカン・バレエ・シアター コール・ド・バレエ)

くら な が み さ
倉永美沙 (ボストン・バレエ団プリンシパル) ※◆

か じ や ゆ り こ
加治屋百合子 (ヒューストン・バレエ団プリンシパル) ※◆

よしやま
吉山シャール・ルイ・アンドレ (ヒューストン・バレエ団プリンシパル) ※◆

い い じ ま の る み
飯島望未 (ヒューストン・バレエ団ファーストソリスト)

か と う り ょ う
加藤 凌 (ヒューストン・バレエ団ドウミソリスト)

い し は ら こ と
石原古都 (サンフランシスコ・バレエ団ソリスト)

やまもと ほんすけ
山本帆介 (サンフランシスコ・バレエ団ソリスト)

おおぬき ま き
大貫真希 (ワシントン・バレエ)

みやざき こ
宮崎たま子 (ワシントン・バレエ)

き むらあやの
木村綾乃 (ワシントン・バレエ)

あら い よしひさ
新井誉久 (ジョフリー・バレエ)

い わ い ゆ か
岩井優花 (ジョフリー・バレエ)

しみずけん た
清水健太 (ロサンゼルス・バレエ団プリンシパル) ※◆

八幡 顕光 (ロサンゼルス・バレエ団プリンシパル) ※

ほりうち げん
堀内 元 (セントルイス・バレエ芸術監督) ◆

ひ だ か せ な
日高世菜 (タルサ・バレエ ソリスト)

よし だ し ょ う へ い
吉田周平 (タルサ・バレエ ドウミソリスト)

【カナダ】

江部直哉 (ナショナル・バレエ・オブ・カナダ プリンシパル) ※
河野舞衣 (レ・グランバレエ・カナディアン ソリスト) ◆
三野洋祐 (ロイヤル・ウィニペグ・バレエ ソリスト)
上草吉子 (ロイヤル・ウィニペグ・バレエ コール・ド・バレエ)
森 志乃 (アルバータ・バレエ) ◆

【オーストラリア】

近藤亜香 (オーストラリア・バレエ団プリンシパル) ※
根本里菜 (オーストラリア・バレエ団ソリスト) ◆

【ロシア】

石井久美子 (マリインスキー・バレエ コール・ド・バレエ)
永久メイ (マリインスキー・バレエ研修生)
田中美波 (ミハイロフスキー劇場バレエ コール・ド・バレエ)
小池沙織 (ロシア国立クレムリン・バレエ)
田中順子 (プリモルスク (沿海州) オペラ・バレエ劇場ソリスト)
永瀬愛莉菜 (プリモルスク (沿海州) オペラ・バレエ劇場ソリスト)
則竹江里子 (プリモルスク (沿海州) オペラ・バレエ劇場ソリスト)
西田早希 (プリモルスク (沿海州) オペラ・バレエ劇場ソリスト)
多久田さやか (ロシア国立クラスノヤルスク歌劇場バレエ団ソリスト)
桑原万奈 (ロシア国立クラスノヤルスク歌劇場バレエ団ソリスト)
金指承太郎 (ロシア国立クラスノヤルスク歌劇場バレエ団ソリスト)

【ジョージア】

高野陽年 (ジョージア国立バレエ団リーディング・ソリスト) ※
武藤万知 (ジョージア国立バレエ団ソリスト)

【タタールスタン共和国】

寺田 翠 (タタールスタン国立カザン歌劇場バレエ団ソリスト) ※
大川航矢 (タタールスタン国立カザン歌劇場バレエ団ソリスト) ※

【ブリヤート共和国】

岩田守弘 (ブリヤート国立オペラ・バレエ劇場バレエ団芸術監督)
上村 悠 (ブリヤート国立オペラ・バレエ劇場バレエ団リーディング・ソリスト)

(リスト作成協力：高橋森彦)

3 英国関連団体訪問調査報告

3-1 エクイティ

エクイティは、英国内におけるエンターテインメント業界のプロフェッショナルアーティストたちの労働環境を守るための組織として1930年に設立された労働組合。以来、アーティストに代わって労働条件の交渉を行い、契約内容の改善に貢献してきた。会員は40,000人超。

■ 聞き取り調査

訪問日：2018年1月12日（金）

ヒラリー・ハードリー氏（ライブパフォーマンス部 部長）

エクイティという組織について伺います。

エクイティはエンターテインメント業界の人々のためのユニオンです。俳優、歌手、ダンサー等あらゆる分野の芸術家が属しています。これら多様な労働者に代わって、エクイティはそれぞれの雇用主に対して労働条件の交渉をしています。この中にはバレエも含まれます。英国にはバレエ団があまり多くありませんが、ロイヤル・バレエ、イングリッシュ・ナショナル・バレエ、ノーザン・バレエ、バーミンガム・ロイヤル・バレエ、スコティッシュ・バレエの5つの主要カンパニーに加え、少しレベルを下げると小さなバレエカンパニーが他にもあります。エクイティは、これらのバレエ団に所属しているすべてのダンサーを代表しています。

それらのバレエ団に所属するダンサーのエクイティへの加入は必須なのでしょうか。

エクイティに加入する義務はありませんが、これらのバレエ団に所属しているダンサーの98%ほどはエクイティのメンバーと言って良いでしょう。加入義務がないにもかかわらずこれだけのメンバーがいるのは、エクイティの働きかけによりダンサーの契約条件が毎年維持され、改善されていることを皆理解しているからです。

また、私たちはダンサーが抱える問題解決のサポートもしており、そのことも会員となるメリットとして捉えられています。例えば、バレエ団から解雇を言い渡されたダンサーに代わってバレエ団と退職金の交渉をしたりすることもあります。ダンサーの様々な悩みや不安をはき出す場所としての機能も担っています。また、これは主にフリーランスダンサーにあてはまることですが、仕事に怪我を負ってしまった場合は私たちの法的サービスやサポートを受けることができます。バレエ団所属の場合、バレエ団がほとんどの面倒を見てくれるので、ユニオンとして何かすることはあまりないのですが。

エクイティに加入する費用はどれほどですか。

会員費として年間約160ポンド⁵を、毎月の給与から天引きされる形でそれぞれのバレエ団を通してエクイティに支払われています。毎月約14ポンドを寄付しているイメージですね。この額は、メンバーによって多少異なります。経済的に余裕のあるダンサーには少し多めに払ってもらうこともあります。

主たる目的は、芸術家にとっての労働条件を改善することですね。バレエ団の場合、ダンサーたちの要望や問題はどのように把握しているのでしょうか。

私たちは、各バレエ団のダンサーの中からエクイティの「代理人」を2~3人選んでいます。選ばれたダンサーは、それぞれの職場でユニオンを代表する人物としての役割を担います。ユニオンの活動を手助けするダンサーたちがいるということです。さらに、代理人をサポートするグループとして、6~8人のダンサーで構成されるダンサー委員会があります。雇用、賃金、労働時間、昇給の条件等の問題から、参加したくないチャリティイベントやツアーへの参加について等の労働条件の範疇の外の事柄まで、ダンサーは様々な問題を抱えています。それらはまずユニオンではなくダンサー委員会で話し合われることになっています。

代理人と委員会のメンバーは、プリンシパル、ソリスト、アーティストと、バレエ団の様々な階級のダンサーから成り、また男女のバランスがとれているよう努めています。代理人になるのは、ファーストアーティストとソリストの場合が多いです。バレエ団に在籍してある程度の期間が経ち、代理としての仕事を行うのに十分自信を持っているからです。プリンシパルが代理を務めたこともあり、とてもよく機能していました。

私はエクイティ代理人とメールで連絡を取り合い、ミーティングを設けたり、委員会を集会

5 1ポンド=152円 (2018年3月現在)

したりします。そこで彼らと、どのようなことを交渉したいか話し合います。

代理人を務めるダンサーには対価があるのでしょうか。

ええ。68人のダンサーがいるバレエ団の場合は、会費160ポンドの68人分の合計の5%にあたる額を支払っています。ただ、報酬のために代理をやるというダンサーはいません。代理になると、会合に出席するだけでなく、エクイティに未加入のダンサーに参加を呼びかけたり、真の意味でエクイティの「代理人」として働きます。ダンサーは忙しいので、時に朝の9時からミーティングをしたり、お昼をとりながら打ち合わせすることもあります。大変ですが、やりがいのある仕事です。

委員会はどれくらいの頻度で開くのですか。

委員会全体でのミーティングは年に2回ほどでしょうか。何か問題が生じている場合は、問題が解決するまで短いスパンで何度も会合を重ねます。代理人とは、年に平均して6回くらいです。また、年に4回、各バレエ団が行うオフィシャルなミーティングに代理人とともにエクイティから私が出席し、バレエ団のマネジメントサイドと顔を合わせています。これとは別に、芸術監督、HR マネジャー、カンパニー マネジャー、ファシリティ マネジャーなどが参加する会合に参加することもあります。オフィシャルミーティングの後には、すべてのダンサーを集め、エクイティ代理人が話し合いの内容について報告する場を設けています。

エクイティ代理人・委員会は、ダンサー全員がそれぞれの問題を話しやすい雰囲気を作るよう努めています。彼らのインプットは、オフィシャルミーティングでのアジェンダに反映させています。すべてのダンサーを会合の席に入れることはできませんが、すべての声を主張に組み込む、とても民主的なやり方だと思います。

彼らとの関係性のおかげで、小さなグループながら実質的には相当の量の仕事できています。

労働条件交渉のプロセスをお聞かせください。

基本的に毎年、賃金改善・雇用条件改善の要求を出しています。改善要求のプロセスは、非常に滑らかです。雇用主側にも、その要求に対する一連のプロセスについて満足か不満かエクイティにフィードバックするチームがあり、各所にとって良く機能していると思います。

まず、私がダンサーの立場に代わって雇用者であるカンパニーへの要望書を書きます。その内容は、委員会メンバーや代理人と話し合っただけで決定しますが、賃上げは毎年必ず含まれる事項です。しかし、インフレ率が高く生活費は上がる一方ですが、芸術団体が政府から受け取る額が増えているわけではありません。したがって、私たちが4%の賃上げを望んだとしても、彼らにはそれをまかなえるだけの余裕はないのです。そうすると、間を取って2~2.5%の賃上げに落ち着きます。私たちはバレエ団に余分な資金がないのをわかっているし、芸術団体側もまた、ロンドンの生活費が高いことを理解しています。互いに半歩譲って交渉成立となります。ダンサーも、エクイティや代理人が彼らのためにベストの結果を生み出そうと努めていることを良く理解しているので、交渉の結果に大きな不満を抱くことはありません。

同意に至るプロセスにも、ダンサーはしっかりと関わっています。要望書カンパニーに提出した後の進捗状況は、バレエ団側の代替案も含めダンサーにも報告しています。エクイティとして、ダンサー側に代替案を受け入れるよう勧めることもあります。

英国におけるダンサーの労働条件について、どのようにお考えですか。

英国では、ダンサーの稼ぎはそれほど多くありません。一部のスターダンサーは、バレエ団のトップで踊りながら世界の公演にゲスト出演をするなど複数の収入源を持つことができるので例外ですが、ファースト・ソリスト以下は、皆エクイティの定めたレートに依っています。年収はだいたい25,000ポンドから50,000ポンドの間です。バレエ学校を卒業したばかりの新卒の場合、給与レベルは最も下になります。私たちの務めは、他の収入源のないこれらのダンサーが、普通の生活を送ることができ、仕事を続けられるレベルの収入を確実に得られるようにすることです。

プリンシパルはエクイティが定めるレートとは関係なく、それぞれ異なる契約を結んでいます。時に例外もありますが、プリンシパル契約のほうがエクイティのレートより処遇が良い場合がほとんどです。

エクイティが各バレエ団の給与レベルを定めているのですね。

主要なバレエ団とは、それぞれ契約を結び、コールドからプリンシパルまで階級ごとの最低賃金を定めています。バレエ団の規模や資金に応じて契約の内容は異なります。この額からも、バレエダンサーがあまり稼げない職業だというのは分かるかと思います。

《参考》各バレエ団との契約金額（2016／2017シーズン）

出典：2016年度エクイティ年次報告書

イングリッシュ・ナショナル・バレエ

階級	給与
プリンシパル	£47,685.73 (交渉による)
ファースト・ソリスト	£42,008.61
ソリスト	£36,962.86
ジュニア・ソリスト	£33,481.61
ファースト・アーティスト	£32,912.59
アーティスト（8年目）	£31,045.03
アーティスト（7年目）	£30,737.07
アーティスト（6年目）	£30,452.85
アーティスト（5年目）	£30,214.44
アーティスト（4年目）	£28,887.15
アーティスト（3年目）	£27,606.79
アーティスト（2年目）	£26,650.38
アーティスト（1年目）	£25,004.79

バーミンガム・ロイヤル・バレエ

階級	給与
プリンシパル	£47,654.00 (交渉による)
ファースト・ソリスト	£43,679.99
ソリスト	£36,260.51
ファースト・アーティスト	£30,440.27
アーティスト（5年目）	£27,778.92
アーティスト（4年目）	£25,925.85
アーティスト（3年目）	£24,332.94
アーティスト（1～2年目）	£22,478.75

ノーザン・バレエ

階級	給与
ブルミエール	£38,454
リーディング・ソリスト（レベル2）	£36,300
リーディング・ソリスト（レベル1）	£34,387
ファースト・ソリスト	£33,639
ソリスト	£31,741
ジュニア・ソリスト	£30,233
コリフェ	£29,394
コールド（5年目）	£27,046
コールド（4年目）	£25,907
コールド（3年目）	£24,326
コールド（2年目）	£22,881
コールド（1年目）	£20,973

スコティッシュ・バレエ

階級	給与
プリンシパル	£37,736
ソリスト	£33,128
コリフェ	£29,091
アーティスト	£27,796

ロイヤル・バレエ

階級	給与
プリンシパル	交渉
キャラクター・プリンシパル	£52,423.92
ファースト・ソリスト	£52,423.92
ソリスト (9年以上)	£48,888.24
ソリスト	£43,686.36
ファースト・アーティスト (10年以上)	£38,376.36
ファースト・アーティスト (9年目)	£37,906.80
ファースト・アーティスト (8年目)	£37,435.08
ファースト・アーティスト	£36,964.92
アーティスト (8年目)	£34,612.44
アーティスト (7年目)	£34,276.80
アーティスト (6年目)	£33,951.96
アーティスト (5年目)	£33,628.56
アーティスト (4年目)	£32,329.08
アーティスト (3年目)	£31,031.16
アーティスト (2年目)	£29,731.56
アーティスト (1年目)	£27,783.72

この他に、コレクティブ・アグリーメントという契約があります。これはフリーランスの仕事に適用されるもので、Society of London Theatre⁶ (SOLT) とUK Theatreとエクイティの間で結んだものです。フリーで行う仕事はすべて、コレクティブ・アグリーメントの定める労働時間や最低賃金などに従わなければなりません。現在、最低賃金は非常に低く、週367ポンドに設定されています。例えば、イングリッシュ・ナショナル・バレエが「白鳥の湖」を上演する際、所属ダンサーでは足りないためフリーランスのダンサーを雇うとします。この場合は、エクイティとENBとの間で結んだ契約によるレートではなく、コレクティブ・アグリーメントの条件を満たす必要があります。

6 英国内の演劇、舞台芸術の環境改善及び振興を担う組織。ミュージカル割引チケット販売所として観光客で賑わう「TKTS」を運営しているのもSOLTである。

ダンサーの収入が十分ではないというのは、他の職業と比較した場合にということでしょうか。

ダンサーのキャリアは非常に短いと私は考えています。18歳くらいから働き始め、キャリアが終わるのも非常に早い。しかし、ダンサーになるまでに、彼らは長年の下積み時代を経ているのです。18歳で年収25,000～27,000ポンドと聞くと聞こえは良いかもしれませんが、3歳から捧げてきた時間とお金に見合った収入とは言えないと思います。

ダンサーがバレエ団マネジメントに対して労働条件の交渉をすることは、ダンサーの立場を悪くしたりすることはないのでしょうか。

それがユニオンの存在意義です。エクイティは、バレエ団とプロフェッショナルな関係を築いています。交渉をするときは、エクイティ代理人と私、そして雇用者であるバレエ団のマネジャーとの話し合いになりますが、込み入った要求は必ず私から話すようにしています。

ただ実際には、英国のダンスカンパニーはエクイティ代理の存在をとってもポジティブに捉えています。彼らは信頼されているし、互いに尊敬しあう関係を築いているので、交渉もそこまで難儀することはないのです。現実には、エクイティ代理人を経験したダンサーの多くが、ダンサー引退後にバレエ団に別の役職で再雇用されています。良い関係性を築けていることの象徴ではないでしょうか。

また、政府から助成を受けている組織として、各バレエ団はできる限りのことはしていると思います。プロダクションを作り、上演し、さらに多くのダンサーを終身雇用で抱えるのはとてもお金がかかります。ダンサーの年金やダンサーズ・キャリア・ディベロプメントへの寄付もカンパニー負担です。その中で、バレエ団はダンサーの条件が良くなるよう最大限努力してくれていると思います。

3-2 ダンサーズ・キャリア・ディベロプメント

ダンサーズ・キャリア・ディベロプメント [Dancers' Career Development] は、英国内のすべてのダンサーを対象とする転職支援機関である。1973年に「The Dancers' Resettlement Fund」として、アーツ・カウンシルより支援を受けている5つの団体により設立された。特定の団体に所属するダンサーをサポートする「カンパニーファンド」と、これらのカンパニーに属さないその他すべてのダンサーをサポートする「インディペンデントファンド」というふたつの基金により、ダンサーの転職を包括的に支援している。国際プロダンサー転職支援組織 (IOTPD) の設立メンバー組織でもある。

■ 概要

2つの基金

① カンパニーファンド

DCDに寄付をしている7つの「寄付カンパニー」に所属するダンサーを支援する基金

寄付カンパニー

- バーミンガム・ロイヤル・バレエ
- イングリッシュ・ナショナル・バレエ
- ノーザン・バレエ
- ランバート・ダンス・カンパニー
- リチャード・アルストン・ダンス・カンパニー
- スコティッシュ・バレエ
- ロイヤル・バレエ

② インディペンデントファンド

寄付カンパニーに属さないその他すべてのダンサーを支援する基金

支援を受ける資格

カンパニーファンド	寄付カンパニーのいずれかひとつ以上において5年以上働いていること、かつプロのダンサーとしてのキャリアが8年以上あること。
インディペンデントファンド	英国内で5年以上ダンサーとして働いていること、かつプロとしてのキャリアが8年以上あること。

支援内容（抜粋）

● コーチング

転職を考えるダンサーに対して専門コーチがカウンセリングを行う。

● ワークショップ

芸術団体や学校に出向き、ダンサーの転職やDCDのサポートについて説明する機会を設ける。

● 資金援助（フィナンシャル・リトレーニング・グラント [Financial Retraining Grant]）

ダンサー引退後の転職をサポートするための助成システム。転職に必要なスキルを磨いたり、資格取得のための勉強や、必要な物品の購入に充てることができる。

申請額の上限

勤続年数	申請可能な最高額
5～9年	10,000ポンド
10年以上	15,000ポンド

助成対象

- 英国内で認定されたコース（登録料や受験料を含む）
- 海外で認定されたコース（登録料や受験料を含む）
- 非認定のコース（ただし、そのプログラムが明確で計測可能な学習結果を掲げている場合に限り）
- インターンシップ及び研修
- 自主学习（職場体験やワークショップ参加など。参加するプログラムの日程、場所、連絡先を含む全体計画の提出と実施中の報告が義務づけられる）
- 学習に必要な物品
- 就業に必要な物品
- 生活維持費（就学中の場合、フルタイムの学生は年間最高7,000ポンドまで、パートタイムの学生は3,500ポンドまで）
- 英国内及び海外のコース、インターンシップ、研修その他に参加するための旅費及び宿泊費
- チャイルドケア費用（フルタイムの学生は年間最高6,000ポンドまで、パートタイムは3,000ポンドまで）
- 起業支援金

■ 聞き取り調査

訪問日：2018年1月12日（金）

ジェニファー・カリー氏（エグゼクティブ・ディレクター）

スタッフ構成について伺います。

フルタイム4人とパートタイム3人の計7人に、フリーランスのコーチ2人です。コーチは、1人はロンドンを拠点とし、もう1人はバーミンガム、リーズ、グラスゴーなどその他の地域を担当しています。

英国内の主要なバレエ団に所属しているダンサーの支援に充てられるカンパニーファンドの仕組みについて伺います。

英国内の主要なバレエ団は、寄付カンパニーとしてダンサーズ・キャリア・ディベロプメント（以下、DCD）へ寄付をしてくれています。寄付カンパニーは、ダンサーの給与として支払った額を毎月総計し、その2.5%にあたる額を上乗せする形でDCDへの支援金として月ごとに納めています。ダンサーの給与から天引きされたパーセンテージを将来のために積み立てておくというのではなく、100%カンパニー負担ということになります。毎年300,000ポンドほどの支出になります。

バレエ団にとっては大きな支出ではないでしょうか。

ええ、DCDに寄付ができるだけの経済力があるかどうかは、それぞれの組織が政府から受けている助成額にも大きく左右されますし、カンパニーのリーダーシップにもよります。カンパニーのトップが、ダンサーを経済的にサポートすることをどれだけ重要と思っているかです。ロイヤル・バレエの芸術監督ケヴィン・オヘアはDCDに非常に協力的です。彼は元ダンサーですが、芸術監督のようなポジションに元ダンサーの人がいると、彼ら自身も引退・転職を経験しているためダンサーの転職がどのようなものかよく理解しています。しかしリーダーシップが変わり、新しいマネジメントチームがカンパニーを率いるようになったら、全ての議論を一からやり直す必要があり、これが難しいところです。

ただ、IOTPDメンバーのすべての組織がこのようなシステムを採っているわけではありま

せん。オランダでは、ダンサーが自分で積み立てをしていますし、政府からの支援が主要な収入源になっている組織もあります。

カンパニーファンドから支援を受けるバレエ団所属のダンサーとインディペンデントファンドから支援を受けるフリーランスのダンサーで、サポート内容に差はないのでしょうか。

カンパニーファンドは用途が限定された資金です。寄付カンパニーからの支援金はすべてこのカンパニーファンドという一つのポットに入り、それらは寄付カンパニーで働いていたダンサーのためのみに使用されます。寄付カンパニーに属さないその他のダンサーもサービスを利用することができますが、彼らをサポートするための資金はファンドレイジングで集める必要があります。これがインディペンデントファンドです。結果的に、カンパニーファンドによる支援と比べ、ミュージカルやコンテンポラリーのフリーランスダンサーなどへのサポートは限られたものになってしまっています。

ダンサーに転職支援が必要である理由は何なのでしょう。

ダンサーという職業のユニークさにあります。まず、トレーニング期間が長いために外の世界を知らないということです。8~9歳からひとつの目標だけに向かう鍛錬を必要とする職業はあまりありません。特にクラシックバレエは、注意する教師と、それにただ従う生徒という図式がはっきりしており、幼い頃から身体で判断され、できないことを指摘され、皆長い訓練期間を経ています。ダンサーに囲まれて育ち、友達もダンサーです。プロになってからも、ダンサーの仕事への献身は大きなものです。人々にはステージ上の華やかな世界しか見えませんが、そこに至るには日々の鍛錬・稽古があります。彼らは目標に集中するために、狭い世界に閉じこもっているようなものです。そのためダンス以外の世界に飛び込むことは大きな挑戦となり、何らかのサポートが必要なのです。

また、彼らのアイデンティティもユニークです。「私はダンサーです」というのは、「銀行で働いています」というのとは訳が違います。彼らは、ダンサーという職業そのものを自分のアイデンティティとして捉えているため、ダンサーではなくなってしまうときに、「自分が何者なのか」という状況に陥りやすいのです。だからこそ、ひとりひとりに合わせたオーダーメイドの転職支援が必要なのだと考えています。

そして何より、ダンサーのキャリアが短いことです。多くのダンサーは、まだ人生の半分にもいかないうちにダンサーを引退します。その後の人生をどのように生きていくのか、多くの選択肢から次の道を選ぶサポートをしたいと思っています。

バレエダンサーの引退時の平均年齢は何歳でしょうか。

英国では、だいたい30代半ばだと思います。他のジャンルのダンスと比べると少しだけ上ですね。ダンス全体でみると31歳くらいです。ウェストエンドやミュージカルのダンサーは28、29歳くらいで転職を考えDCDにやってきます。もちろん、中には40代まで続ける人もいます。

バレエ団にいと、35歳でも歳を取っているような気になりますが、社会ではまだ若いということをダンサーはあまり理解していません。35歳なら、まだ人生の中にチャンスはいくらでもあります。もうこの歳では何もできないと恐れる必要はなく、これから新しいことに挑戦できることにわくわくするべきです。

DCDのサポートについて伺います。

DCDに初めて訪れたダンサーは、まず1対1の面談を行います。この面談の目的は、どのようなサポートを提供するのが最適なのかを見極めることです。相談者の話を聞くことに時間を費やし、キャリアにおける今の立ち位置を確認し、そこにDCDがどのように関わり、サポートできるかを確認します。その後、リトレーニング・グラントに申請する人もいれば、コーチングやワークショップなどDCDのその他のサービスを受け始める人もいます。

コーチングは、DCDのコーチと何らかの問題について解決を目指す1対1のセッションです。例えば、もうすぐ引退するけれどその後何をしたらよいか分からないというダンサーが、コーチと話すことでその後の進路を見つけていく、というようなことです。コーチは、ダンサーに指示を与えることはしません。新しい進路を決定するのは、ダンサー自身でなければなりません。転職を自分のこととして責任を持つためです。ダンサーが自ら意志決定できるようサポートするのがコーチの役割です。

コーチングの中では、興味深い質問を投げかけ、ダンサーが自分の言葉で話すよう促しますが、これがダンサーにとってはとても有効であると感じています。振付家にもよるのかもしれませんが、ダンサーは自らの意見を職場で言う機会がほとんどありません。だから、引退というセンシティブなトピックについて話すには、カンパニーの外に安心して話せる場が必要なのだと思います。

その他、バレエ学校に出向いての説明会や、ダンサーのためのワークショップなども行っています。ダンサーには、長い人生のことを考えるようにと話しています。ダンサーとしてのスキルを伸ばすことはもちろん大事だけれど、いつか再訓練が必要になるという事実を頭の片隅

に置いておいてほしいのです。ダンサーとして踊る傍ら、DCDと接触し、コーチングを受けたり、ワークショップに参加しておけば、本当に時が来たときに慌てることなく、「もう準備はできている」と感じることができます。DCDがバレエ学校の生徒やキャリアの早い段階のダンサーにもリーチしようとしているのは、いずれ来るダンサー引退、転職について考える機会を持ってほしいからです。

DCDのサポートを受けてもらうよう、どのような働きかけをしているのでしょうか。また、サポートを受けるダンサーは増えていますか。

バレエ団でいうと、私たちは各カンパニーへ年2回訪れ、ダンサーへDCDの説明をしています。この地道な宣伝活動によりDCDという組織の知名度が上がったことで、以前に比べてサービスの利用は増えました。中には興味なさげに聞いているダンサーもいますが、そういうダンサーを含めカンパニー全員に対して、なぜ今から将来について考え始めることが大切なのかを話しています。また、ソーシャルメディアやメールのニュースレターでもDCDの活動を宣伝しています。実際、寄付カンパニーはDCDに寄付をしているのですから、ダンサーがDCDのサービスを利用しないのはもったいないことです。

フリーランスダンサーについては、そもそも英国内にどれほどのダンサーがいるのか全体像を把握できていません。DCDのことを知らず、そのためサービスを利用できないダンサーはまだ相当数いると思われます。

ダンサーのキャリアを諦めるのは負けを認めるようなものと考えているダンサーもいるので、彼らにとって、DCDに来ること自体が勇気のあることになり得ます。不安だけど勇気をもって訪ねてきてくれたダンサーに対しては、笑顔で親身に対応することを心がけています。

所属するカンパニーにDCDを利用していることを知られたくないと思うダンサーもいるのではないのでしょうか。

かつてはそういう傾向もありましたが、今はDCD、ダンサー、カンパニーの三者の関係がオープンであること、透明性があることをより推し進めていきたいと考えています。ケヴィン（・オヘア）は、ロイヤル・バレエのダンサーがDCDに来たと知るととても協力してくれます。ダンサーのキャリア開発、転職は、謎に包まれたものからごく普通のことに変換しつつあると思います。

ただ、繰り返しにはなりますが、芸術監督がこのような考えにどれほど理解があるかによってダンサーの状況は大きく異なります。運良く協力的であれば良いのですが、逆だった場合、

転職を考えていることを知られたら役をつかめなくなると恐れてしまい、結果DCDを利用しなくなるでしょう。転職を考えているダンサーのことを「仕事に集中していない」と見なす芸術監督もいるかもしれません。だから私たちはダンサーだけではなく芸術監督ともよく話し合い、オープンで正直な文化を醸成していきたいと考えています。

また、ダンスの外の世界を知ることは、ダンサーにとっても良い影響があると思っています。美術館に行くことでも映画を見ることでも政治のニュースを読むことでも何でもよいのですが、世界で起こっていることに目を向けることは、舞台上で魅せるパフォーマンスにプラス要素として作用するのではないかと。DCDのサポートを受けることは、ダンサーだけではなくカンパニーにとっても有益なことであると訴えていきたいのです。

寄付カンパニーの中でも、ダンサーの利用率には隔たりがあるのではないのでしょうか。

そうですね。それぞれの寄付カンパニーについては、エンゲージメントレベルを測っています。エンゲージとは、ここでは「DCDと会話の機会を持った」ということを指しています。例えば、芸術監督がとても協力的でそのカンパニーの70%のダンサーにエンゲージできれば、エンゲージメントレベルは高いということになります。多くのカンパニーはこれよりずっと低いレベルに留まっています。これらの数字を指標として用い、エンゲージメントレベルの低いカンパニーを優先的にアプローチするようにしています。

バレエダンサーはどのような職に転職するのでしょうか。

バレエダンサーは、引退後にできることに対する考えがとても狭い傾向にあります。ダンス（バレエ）指導、振付、ピラティスやフィットネスなど、身体を使う職業がやはり多く、他には、バレエ団のリーダーシップ、例えば芸術監督を目指したり、新しいカンパニーを起ち上げたいという人もいます。これらも素晴らしい職業ですが、もっと広い視野で新しい可能性を探ってほしいとも思っています。フィナンシャルプランナーやビジネスアナリスト、コミュニケーションやPRマネージャーなど、世の中にはたくさんの職業があります。ダンスしかできないと自分の可能性を狭めてほしくないのです。そのためコーチングでは、ダンス以外に興味のあることを探るのに時間をかけています。ガーデニングでも料理でもなんだって良いのです。ストリートフードのお店を開いたダンサーもいました。ダンサーは踊ることと教えることしかできないという固定観念を変えていければと思います。

フィナンシャル・リトレーニング・グラントは、どんな職業を目指していても申請することができます。バレエダンサーでは、ダンス教師として訓練を受け、教師資格を取ることが非常

に人気です。ピラティスも人気ですね。医者になった元ダンサーもいます。

どの職業への転職を目指すかによって、必要な資金も大きく左右されると想像します。

そうですね。訓練にかかる費用はどの職業を選ぶかによって変わってきます。近年英国内の大学の学費は大幅に上がりました。加えて、生活費や交通費なども上がる一方です。そのためDCDが転職にかかる費用をすべてもつことは最近では稀です。

オランダのキャリア開発センターは、全額サポートをしています。でもそれは、ダンサーからの積立金や政府からの支援により十分な運用資金があるからです。DCDでは、すべてをもつことはほとんどありませんが、それは良いことだと思っています。自らの転職に関して責任をもつことは、転職を自身のこととして捉え、自ら行動しなければならないというオーナーシップを与えるからです。無料ですべてを得ることができたら、そのような意識を持つことは難しいのではないのでしょうか。DCDでは、コーチングやワークショップを行う際にダンサーに寄付をお願いしています。少額でも、サービスに対して支払っているという意識は、彼らの行動を大きく変えます。支払っているのだから頑張ろうと思えるし、自分のしていることに価値を見出せます。

DCDが全てを支払うべきとは思わない一方で、ダンサーが全てを自分でやりくりすることは到底無理であることもよく理解しています。だから私たちが存在しているのです。

ファンドレイジングについて伺います。

ファンドレイジングはとても難しいですね。英国では、芸術に対する政府の資金援助の規模が縮小していて、芸術業界は企業スポンサーや個人の寄付者など他の資金源を探す必要が生じています。そのため芸術団体の中でも激しい競争が存在します。資金提供者を説得するのはとても難しいのです。ダンス関係の団体は少ないのですが、ダンス関連組織を支援しようという組織や基金も少ないので、皆が同じところへ助成申請をしている状況です。

アメリカ型の資金調達モデルへ近づいている感じでしょうか。

そうですね、特に個人の寄付に関してはアメリカのやり方を取り入れるようになっています。ご存じの通り、英国人の性質からして、控えめで、お金に関するお願いなどしたくないというのが本音ですが、やらなければならないのです。考えを変える必要があります。

でも、希望もあると思います。バレエを心から愛し、全キャストを見るために毎日のようにロイヤル・オペラ・ハウスに通う人が少なからずいるからです。ロンドンには、ダンスやダンサー、バレエダンサーが好きな裕福な方々が多くいらっしゃいます。彼らに、私たちのストーリーを伝えることができれば、分かってもらえると信じています。

控えめな英国人の性質は日本人にも共通するところがある気がします。ファンドレイジングのアプローチはどのようなものでしょうか。

最も大切なことは、何のためにファンドレイジングをするのか、そしてそのためにはいくら必要なのかが明確であることです。これが最初に聞かれることだからです。「ダンサー転職のための学校を作るプロジェクトに必要な、50,000ポンドを調達しています」というように。

目的が明確になったら、どのファンドレイジング方法に集中的に取り組むかを考えます。信託・基金の助成に申請する、個人の寄付を募る、ファンドレイジングのためのイベントを行う、それから遺贈まで、方法はいろいろありますが、小さい組織の場合はすべてを行うことはできません。小規模だからこそ、重点エリアをしっかり固める必要があります。

そして、なぜ支援を受けるに値するのかを証明する根拠をそろえることも大切です。DCDの場合は「1973年以降2,000人以上のダンサーをサポートしてきました」「2017年はこの都市で600人以上のダンサーをサポートしました」などのデータがこれにあたります。資金提供者はデータと数字が大好きです。客観的なデータに、「このコーチングは私のキャリアに大きな影響を与えました」など感情に訴えるダンサーの言葉を添えることもテクニックです。なぜファンドレイジングする必要があるのか、なぜ自分たちの活動が重要なのか、これらを1枚の紙にまとめ、「あなたの助けがあればこれだけのことができます」と訴えるのです。頼まない限りお金は向こうからやってきません。勇気をもって果敢に挑戦することが大事です。

また、寄付をしやすいような仕組みを作ることも大切です。英国やアメリカの多くの芸術団体が取り組んでいるのは、年間100ポンド、500ポンド、1,000ポンドなど、寄付額のレベルを設定することです。こうすることで、少額からでも寄付しやすくなり、応援したい組織のコミュニティの一員になることができます。DCDもこの制度を間もなく始めるところです。機能するかはまだ分かりませんが、上手くいかなかったら違う方法を試みるだけです。

ファンドレイジング担当の専任スタッフがいるのでしょうか。

最近初めてファンドレイザーを雇いました。週に3日、ファンドレイジングだけを行うスタッフです。それまでは私の業務でした。ファンドレイジングはとても複雑なので、英国ではファンドレイザーに対する需要が高まっています。

ファンドレイザーは、資金調達のスキルだけではなく、組織のビジョンをよく理解している必要があると思います。

それは私もいま感じていることです。新しいファンドレイザーとは、DCDの資金提供者や組織、その重要性について話す機会を何度も持ちました。また、ダンサーやチームの皆とコミュニケーションを図り、ワークショップにも参加してもらい、今はもうDCDのことをよく理解しています。外に出て資金提供を説得するという意味で、ファンドレイザーはある意味営業に似ていると思います。商品売るとそれほど変わりません。そのためファンドレイザーは組織の重要性をよく理解し、それを伝えられるだけの技量を備えている必要があります。

良いことは、何のためにやっているかが非常に明確であることです。伝えること、支援を必要とする理由があります。あとは、適切な人へそれを伝えるだけです。

今後の展望について

現在、寄付カンパニーには、主要なダンスカンパニーがすべて入っていますが、国内には10～15人規模のカンパニーも複数あります。経済力の問題もあるので簡単にはいかないと思いますが、これらの小規模カンパニーも寄付カンパニーとして参加してもらい、より多くのダンサーが適切な転職支援を受けられるよう働きかけていきたいと考えています。

日本の状況について：

日本では、バレエダンサーが職業として確立しておらず、セカンドキャリアはもちろん、ファーストキャリアさえままならない状況です。

多くのバレエ団がある日本において、ダンサーが職業として認知されていないというのは非常に不思議です。まずは、日本のバレエ団が一堂に会してダンサーのキャリアに対する考えを確認し、ともに一歩踏み出す必要があるのではないのでしょうか。

IOTPDでは、毎年各国のセンターからディレクターが集まり、話し合う場を設けています。一昨年は韓国、去年はドイツで行い、今年はスイスで開催されます。今起こっていることや有益な統計などを共有するととても良い機会です。外部からのプレッシャーは時に有効です。日本のダンサーの環境改善に何かお役に立てれば、私たちも嬉しく思います。